

電子金融取引の民法法理(3・完)

——韓国電子金融取引法の考察——

徐 熙 錫*

- I 序
- II 本法の制定までの経緯
- III 本法の適用範囲：電子金融取引の意義（以上5巻3号）
- IV 本法の主要内容（以上6巻1号）
- V 考察
 - 1 序
 - 2 電子資金移動取引契約の効力：仕向銀行の義務と責任
 - 3 誤謬訂正要求権：電子金融取引における錯誤の問題
 - 4 電子金融取引の責任論：システム責任論の試み
 - 5 小括
- VI 結びに代えて：今後の課題（以上本号）

V 考察

以上で、韓国電子金融取引法の民事ルールを中心にその主要内容を検討してきた。以下では、以上の内容を踏まえ、若干の考察を付け加える。

1 序

(1) 問題意識

本法がその適用対象とする「電子金融取引」とは、金融取引との関連では「電子（的な方式の）」という修飾語が付いたものである。何をもって、またどのような範囲を「電子（的な方式の）」金融取引と見るかは問題であるが¹³³⁾、本法は、①「電子的装置」による金融商品やサービスの提供、②非対面性、③自動化された方式、といった三つの要件により電子金融取引を定義している¹³⁴⁾。要するに、電子金融取引とは、「利用者が、金融商品やサービスが自動化された方式により

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第6巻第3号2007年11月 ISSN 1347-0388

※ 韓国霊山大学法学部助教授

提供・処理される「ようプログラミングされた」電子的装置を通じて、金融機関等と取引する場合」を指す。

このような意味での「電子金融取引」は、「金融取引」の民事法理上はどのような意義を有しうるものか。電子金融取引は金融取引とは「方式」だけがやや異なるもので、場合によっては既存の金融取引に若干の法的手当を補充することで十分対応できるものにすぎないか。それとも、電子金融取引は既存の金融取引とは一線を画するほどの法的効力の違いをもたらし、それに対する新たな理論的根拠による支えを必要とするものか。要するに、「電子的な方式」が金融取引の民事法理にどの程度まで影響しうるものか、というのがここでの基本的な問題意識である。

以下では、このような観点から、以上で検討してきた韓国電子金融取引法の民事ルールからいくつかの論点を抽出し、それぞれについて理論的な検討を付け加える。その上で、それぞれの論点に係る本法の試みが、金融取引の民事法理上どのような意義のあるものかについて考えてみる。まず、本法の主要内容を簡単にまとめよう。

-
- 133) まず、電子的な方式の概念としては、例えば、電子的な媒体を単に意思表示の伝達手段として使用する場合（電子メール等）、取引内容（指示）の入力（例えば申込み）に対し、事前的に入力（プログラミング）されている一定の条件が充足すると、コンピュータにより自動的にそれに対する応答（承諾）がなされ、契約が成立するようプログラミングされた場合（自動化された方式）、高度な人工知能を備えたコンピュータにより、入力されたデータに対する最適の結果を析出し、それに基づき契約締結を含む取引の全過程がコンピュータにより自動的に処理されるような場合などが考えられるが、電子化ないし自動化の程度も技術発展により進化しつつある。また、電子的な方式の認定範囲と関連しては、仮に前記の二つ目の場合（自動化された方式）だけを考えてみても、取引の一部が自動化された方式で処理される場合をどう捉えるかの問題がある。例えば、電子資金移動取引において、金融機関間や金融機関内部の資金移動がネットワーク化されたコンピュータにより自動的に処理されるようプログラミングされているが、金融機関に口座をもつ利用者が振込（または送金）依頼書により資金の振込（送金）を依頼する場合（いわゆる「窓口取引」）は、自動化された方式の範疇に含まれるといえるのかどうか、といった問題である。
- 134) 「電子金融取引とは、金融機関等が電子的装置を通じて金融商品およびサービスを提供し、利用者が金融機関等の従事者と直接対面または意思疎通せず、自動化された方式でこれを利用する取引をいう。」（2条1号）

(2) 本法の主要内容のまとめ

第一に、韓国法上、電子金融取引は電子取引の一種に当たる。したがって、電子金融取引には、電子取引基本法上の電子文書に関する規定が適用される(5条)。そのような規定として特に重要なのは、電子文書の送受信時期に関する規定や、電子文書による意思表示の効果帰属に関する規定である。これらによると、電子文書は、受信者の指定した情報処理システムに入力されたときに送信され、またそれと同時に受信されたものとみなされる(送信=受信)。また、自動化された方式による電子文書に含まれた意思表示は作成者(送信者)のもののみなされ(効果帰属)、電子文書の受信者は、作成者と合意した本人確認のための手続に従った場合、電子文書に含まれた意思表示を作成者のものとみなして行為することができる。

第二に、非対面方式という電子金融取引の特性上、利用者にとっては、取引内容を確認し、かつ誤謬が発生した場合にそれに迅速に対応することが重要である。そこで、本法はまず、金融機関等に対し、利用者が電子的装置を通じて取引内容を確認することができるように措置する義務を課す(取引内容の確認措置義務、7条)。また、電子金融取引の誤謬発生を確認した利用者から当該誤謬の訂正要求を受けたときは、金融機関等はこれを即時調査して処理しなければならないとする(誤謬訂正要求権・即時調査処理義務、8条)。

第三に、電子金融取引の事故発生時の責任負担(分担)のルールとして、二つの場合を規定する。まず、金融機関等は、アクセス媒体の偽造または変造により発生した事故、契約締結または取引指示の電子的伝送または処理過程において発生した事故により、利用者に損害が発生した場合には、利用者の故意・重過失がない限り、その損害を賠償する責任を負う(9条)。次に、金融機関等は、利用者からアクセス媒体の紛失または盗難等の通知を受けたときは、そのときから第三者が当該アクセス媒体を使用することによって利用者に発生した損害を賠償する責任を負う(10条)。

第四に、システム取引としての電子金融取引の特性上、電子金融取引にはシステムプロバイダーや決済仲介システム(資金決済システム)の運営者、VAN事業者など多数の当事者(システム関与者)が参加しうる。またシステム上の情報

伝達は、システム関与者が多数存在しても、基本的には即時に行われるため、システムに係る事故が発生した場合、責任の所在や限界を定めるのは非常に難しい問題である。そこで、本法は、上記のようなシステム関与者（「電子金融補助業者」）の民事法的地位について、民法上の履行補助者とみなす旨を明らかにした（11条）。したがって、利用者は、電子金融補助業者の過失と関連して損害を受けた場合には、金融機関等に対しその賠償を請求すれば足り、後は金融機関等と電子金融補助業者との求償関係により解決する。

第五に、電子支払取引は、支払人と受取人との間の資金移動と関連した電子金融取引として、電子資金移替〔移動〕取引、電子決済取引（電子マネー等）、電子債権取引を含む概念である。本法はこのような電子支払取引契約の効力に関するルールを提示している。これによると、電子支払取引契約（特に、電子資金移動取引契約）における金融機関等の義務は、取引指示した金額〔情報〕を伝送して支払が行われるようにすること（支払完了義務、12条1項）、および、支払が完了しない場合に受領した資金を支払人に返還すること（資金返還義務、12条2項）、以上の二つである。

第六に、新しい支払決済手段として、本法は電子マネーと電子債権について規定する。電子マネーは、「移転可能な金銭的価値が電子的方法で貯蔵され発行された証票またはその証票に関する情報」であって、汎用性・現金との同一価値発行性・換金性など本法による政策的な要件を満たしたものである。本法は、このように定義される電子マネーによる支払の効力を明らかにしている。すなわち、電子マネー保有者が財貨等を購入し、その代金を受取人との合意により電子マネーで支払った場合には、当該代金の支払に関する債務は弁済されたものとみなされる（17条）。一方、電子債権は、電子文書に記載された金銭債権であって管理機関に登録して発行するものである。電子債権の譲渡は、管理機関への登録により電子的に簡単に行われるが、法理上は指名債権譲渡の対抗要件の具備（民法の特例）として構成される（20条）。

第七に、システム取引としての電子金融取引の特性を考慮して、電子金融取引の安全性確保等のために金融機関等が遵守すべき義務を定めた規定がある。まず、金融機関等は、電子金融取引が安全に処理されるよう、善良な管理者として

の注意を尽くさなければならない(21条)。また、電子金融機関等は、事故発生時などに対応するために、電子金融取引の内容を追跡・検索し、または誤謬発生時にそれを確認もしくは訂正することができる記録を生成して、一定期間(5年以内)保存しなければならない(22条)。

(3) 三つの論点

以上が本法の民事ルール的主要内容であるが、ここから、上記の問題意識(電子的な方式が金融取引の民法法理に及ぼす影響)との関連で、三つの論点を抽出すると以下のようなろう。

まず、電子資金移動取引契約の効力として定められた仕向銀行の支払完了義務や資金返還義務(12条)が、どのように理論的に正当化されるかの問題である。この問題は、上記の主要内容のまとめでは、第一と第五に関連する部分である。以下では、電子資金移動取引契約の効力を電子取引の技術的特性との関連で理論的に検証する(2)。

次に、誤謬訂正要求権と錯誤の問題との関連性である。電子的装置(システム)を前提とする電子金融取引においては、システムの設計上の瑕疵や何らかの理由による不具合などの問題(システム誤謬)、および利用者の誤操作の問題(錯誤)などが発生するものである。この問題に対する解釈論的・立法論的な対応のあり方の一つとして、本法の誤謬訂正要求権を錯誤の問題との関連で分析する(3)。この問題は、上記のまとめでは、第二に関連する部分である。

最後に、本法の責任関連規定としては、電子金融取引に係る事故(アクセス媒体の偽造・変造による事故、契約締結または取引指示の電子的伝送または処理過程において発生した事故、アクセス媒体の盗難・紛失等による事故)時における金融機関等の責任や、システム関与者の責任に関する規定が定められているが、これを特にシステムの安全性の観点から一つの責任論として体系化することはできないのかの問題である。以下では、「システム責任論」という視点から本法の責任関連規定の体系化を試みる(4)。この問題は、上記のまとめでは、第三・第四・第七に関連する部分である¹³⁵⁾。

以上の三つの論点は、「電子的な方式」による金融取引の特殊性に係るものであり、それぞれ電子取引の技術的特性に対応するものと考えられる。ここで、電

子取引の技術的特性とは、①情報伝達の即時性¹³⁶⁾、②誤操作の発生可能性¹³⁷⁾、③システム取引（非対面取引）＝安全性の要求（なりすまし・無権限取引の可能性）¹³⁸⁾、以上の三つの点にまとめられると考える。以下の考察は、韓国法を参考とした、電子金融取引の検討の一視点を試みるものである。

2 電子資金移動取引契約の効力：仕向銀行の義務と責任

(1) 序：電子資金移動取引契約の効力とその理論的根拠

電子支払取引契約の効力に関する第12条¹³⁹⁾によると、電子支払取引契約（特に電子資金移動取引契約）の効力として金融機関等（仕向銀行）が負う義務の内容は、取引指示された金額（情報）を伝送して支払が行われるようにする義務（支払完了義務）、およびかかる資金の支払ができない場合に受領した資金を支払人に返還すべき義務（資金返還義務）、以上の二つである。これは、電子資金移動取引契約における支払人の取引金融機関（仕向銀行）の義務と責任を規定したものであるとして理解される。

135) 他に、第六（電子マネー・電子債権に関する規定）については、本稿では考察を割愛する。この問題に関する本法の規定は、ここでの問題意識である電子的な方式の既存の金融取引との関連性というよりは、新たな電子支払決済手段に関する制度作りという点に重点が置かれているからである。なお、「電子債権」に関する理論的な考察については、拙稿「韓国における電子手形法の制定とその法理—韓国電子売掛債権制度との比較—」金融庁金融研究研修センター DP Vol.19（2005.12）（金融庁ホームページ）26頁以下を参照されたい。

136) この点は、日本の電子契約法第4条（電子承諾通知に関する民法の特例：到達主義の採択）の立法背景として捉えられている（経済産業省「電子契約法逐条解説」（2001）（経済産業省ホームページ）12頁）。

137) この点への対応として設けられたのが、電子契約法第3条（電子消費者契約に関する民法の特例）である（「電子契約は一般の消費者が通常の注意を払っても〔操作〕ミスをしやすい特性を有する」経済産業省・前掲注136)17頁）。

138) この点に言及する文献として、とりわけ松本恒雄・前掲注92)158頁以下を参照。

139) 電子金融取引法第12条（電子支払取引契約の効力）①金融機関等は、支払人または受取人と電子支払取引をするために締結した約定により、受取人または受取人の金融機関等に、支払人または受取人が取引指示した金額を伝送して支払が行われるようにしなければならない。②金融機関等は、第1項の規定による資金の支払が行われ得なくなったときは、電子支払取引のために受領した資金を支払人に返還しなければならない。この場合、支払人の過失により支払が行われなかったときは、その伝送をするために支出した費用を控除することができる。

仕向銀行の義務とされた「支払完了義務」は、支払の完了という結果の実現を内容とする点で、請負契約的である。したがって、このような法理構成は、振込取引の法的性質（法的構成）と関連して、韓国と日本の多数説（通説）とされる「委任契約説」によっては説明が困難ではないか、という点が問題になる。委任契約説によると、仕向銀行は依頼人との委任契約に基づき、振込通知（取引指示）を被仕向銀行に発信すれば、委任契約上の義務を履行したことになるからである¹⁴⁰⁾。また、第12条第2項の資金返還義務は、いわゆるマネーバック・ギャランティの法理を立法したものと考えられる¹⁴¹⁾。ところで、法文上は、資金の支払ができないときは、仕向銀行は電子資金移動取引のために受領した資金を支払人に返還しなければならない、と規定されているため（12条2項）、仕向銀行は支払ができない原因を問わず、資金返還義務を負うものと解される。したがって、その原因が、被仕向銀行側にあるにしても、仕向銀行はそのような義務（責任）を負うことになる。

それでは、支払人の金融機関等（仕向銀行）がこのような（過大と思われる）義務と責任を負うとされた理論的根拠はどこで求めることができるのか。以下では、まず、立法者の意思を察し、諸学説による説明の可能性を検討する。その上で、最後に、私見の視点を提示する。

(2) 政府理由書の説明

この点につき、本法の第2次国会提出案（2005.1）の政府理由書（2004.10）は、支払人（振込依頼人）が電子支払取引（電子資金移動取引）を実行するためには金融機関等（仕向銀行）と契約を結ぶしかない、したがって、電子支払取引契約により支払の効力が発生（入金記録）するまで、支払人と契約を結んだ金融機関等が、その取引指示に対し包括的な責任を負担するようにすることによって、利用者（支払人）を保護し取引の安全を確保する必要がある、という点を指摘する¹⁴²⁾。この説明は要するに、電子支払取引契約において支払人は、自分の取引金融機関

140) 松本貞夫「振込規定ひな型について」金融576号（1995）16頁以下、同『実務内国為替入門』（金融財政事情研究会、1995）101頁以下。

141) 政府理由書112頁参照。

142) 政府理由書109頁。

等（仕向銀行）と契約を結ぶしかないから、利用者保護の観点から取引金融機関等（仕向銀行）が包括的な責任を負担するのが望ましい、ということであろう。

このような説明は、国連の国際商取引法委員会（UNCITRAL）の電子資金移動（EFT）に関するリーガルガイド¹⁴³⁾で示されたいわゆる「ネットワーク責任」の考え方と類似した論理構造を有する。電子資金移動取引において、顧客の直接の契約相手方（窓口）である仕向銀行が、その後のネットワーク構成員（通信会社、仲介銀行、EFTシステムの運営者など）の過失を含め、当該資金移動取引の全体について責任を負担し、後は内部求償の関係になると捉えるからである¹⁴⁴⁾。

ところで、本法の第2次国会提出案では、このようにネットワーク責任論の考え方を取り入れた（と思われる）規定（資金返還義務、12条2項）とともに、取引指示された金額〔情報〕の「伝送義務」をも立案していた（12条1項）¹⁴⁵⁾。これは支払人と仕向銀行との委任契約の内容として説明されており¹⁴⁶⁾、仕向銀行は取引指示された金額〔情報〕が受取人〔の口座元帳〕に到達する以前まで責任を負うとされていた¹⁴⁷⁾。すなわち、第2次国会提出案までは、本法第12条は、「委任契約上の義務（伝送義務）＋資金返還義務」というふうに法理構成されていたのである。このような構成は、振込取引の法的性質に関する既存の法理（委任契約説）を維持した上、資金返還義務（マネーバック・ギャランティのルール）を追加したものとして理解することができるだろう¹⁴⁸⁾。

ところが、第2次国会提出案の国会審議過程で、このような構成は、「支払完了義務＋資金返還義務」へと修正された。それでは、その修正の理論的根拠はど

143) UNCITRAL Legal Guide on Electronic Funds Transfers, (A/CN.9/SER. B/1, 1987), p. 124.

144) ネットワーク責任論については、松本恒雄・前掲注92)168頁、岩原紳作『電子決済と法』（有斐閣、2003）378頁以下・425頁以下を参照。

145) 政府理由書109頁。

146) 政府理由書109頁。

147) 政府理由書109頁。

148) この法理構成の可能性に関するドイツの学説を紹介するものとして、岩原・前掲注144)75頁、同「振込取引と法—1999年ドイツ振込法制定（民法典改正）を中心として」法学協会雑誌117巻2号（2000）265頁参照。

ここで求めることができるのか。この点については、国会審議過程での議論が明らかにされていないため、立法者の意思を推測するしかない。したがって、以下では、振込取引の法的性質（法的構成）に関する諸学説による説明の可能性を検討する。

(3) 諸学説による説明の可能性

A 学説の概観

韓国では、資金移動（取引）契約の法的性質につき、大きく委任契約説と混合契約説が対立するが、委任契約説¹⁴⁹⁾が多数説である。混合契約説は、資金移動契約の法的性質は委任契約だけでなく、他の契約の要素をも含んでいると捉える見解であって、委任契約以外に寄託契約や請負契約の性質をも有するとする見解¹⁵⁰⁾、委任契約以外に寄託契約・請負契約・雇用契約の性質をも有するとする見解¹⁵¹⁾などが散在している。混合契約説に対しては、ドイツのジロ契約（Girovertrag）の場合、支払人と仕向銀行、仕向銀行と被仕向銀行、被仕向銀行と受取人との個々の契約を含む概念であるから、寄託・請負などの混合契約と捉えることもできるが¹⁵²⁾、韓国の一部見解が主張するジロ契約は、資金移動契約のみを意味するから、両者の性質を同一線上で捉えることはできず、委任契約によるべきであるとする見解が有力である¹⁵³⁾。本法の第2次国会提出案までの法案はすべて、委任契約説

149) 鄭震明「電子資金移替の法的問題」(韓) インターネット法律第3号(2000) 31頁、姜イドゥ「電子資金移動に関する法律上の問題点」(韓) 法学研究(釜山大学)第40巻第1号(1999) 6頁、全三鉉「銀行取引上の電子資金移替の法的問題」(韓) 法学論叢(崇実大学)第10輯(1997) 10頁、劉宣基「電子資金移動制度に関する法的研究—電子資金移替と電子マネーの立法方案を中心に—」(韓) 成均館大学博士論文(1996) 97頁、鄭敬永「資金移替制度の法的研究」(韓) ソウル大学博士論文(1994) 45頁等。

150) 鄭燦亨『手形・小切手法講義〔第2改定版〕』(韓国・弘文社、1998) 680頁、崔基元『手形・小切手法〔改定版〕』(韓国・博英社、1996) 835頁。

151) 鄭熙喆「Giro制度が有価証券制度に及ぼす影響」(韓) ソウル大学・法学26巻1号(1985) 3頁以下、鄭東潤『手形・小切手法〔第五版〕』(韓国・法文社、2004) 573頁。

152) 雇用については、ドイツでは有償の委任契約を許容しないため、有償の事務処理契約に該当する雇用契約と解してきたわけであるが、有償の委任契約を認める韓国法上は委任契約に該当するものとされる(鄭敬永・前掲注149)46頁)。なお、この点は日本においても同じである(後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』(有斐閣、1986) 31頁、岩原・前掲注144)46頁など)。

153) 鄭敬永・前掲注149)45頁以下。

の法理を立案したものである。

一方、日本の理論状況については、現在は委任契約説が通説（多数説）¹⁵⁴⁾・判例¹⁵⁵⁾とされている¹⁵⁶⁾。委任契約説は、支払人と仕向銀行との関係だけでなく、仕向銀行と被仕向銀行との間の為替取引契約も委任契約とし（二段階委任契約説¹⁵⁷⁾）、受取人が振込金を被仕向銀行に対し預金債権として取得するのは、被仕向銀行と受取人との間に予め存在する預金契約に基づくと解する¹⁵⁸⁾。

他方、仕向銀行以外の振込の当事者（被仕向銀行、電子資金移動システム、通信事業者等）の行為について、仕向銀行が責任を負うかの問題につき、委任契約説が、振込取引の当事者間の関係を別個独立の契約関係であることを根拠に責任を負わないとする（独立契約説¹⁵⁹⁾または別個独立契約説¹⁶⁰⁾）のに対し、そのようなときも仕向銀行が責任を負う場合があるとする見解がある（履行補助者説¹⁶¹⁾、損害担保契約説¹⁶²⁾、請負契約説¹⁶³⁾）。なお、最近は、振込金の帰属を重視する視点から、振込による預金債権の成立についても、預金債権一般と同じく、消費寄託説を採用して、消費寄託契約の成立と要物性の充足（被仕向銀行の為替債権の取得）をもって成立要件とすべきであるとする説も主張されている（消費寄託

154) 田中誠二『新版銀行取引法〔四訂正版〕』（経済法令研究会、1990）263頁、吉原省三「預金口座解約後の振込金の処理」我妻榮編『銀行取引判例百選〔新版〕』（有斐閣、1972）107頁、松本貞夫「振込」鈴木祿弥＝竹内昭夫『金融取引法大系3』（有斐閣、1983）69頁以下、後藤・前掲注152）34頁・49頁など。学説等の議論の整理については、今井克典「振込システムの法的構成(1)」名古屋大学法政論集160号（1995）18頁以下、同「振込取引における仕向銀行の義務と責任（二・完）」名古屋大宅法政論集187号（2001）97頁以下、岩原・前掲注144）67頁以下、山本敬三「振込委託契約と仕向銀行の責任—被仕向銀行に起因する振込遅延・過誤のケースを題材として」中田裕康＝道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（有斐閣、2000）206頁以下を参照。

155) 判例の状況については、とりわけ岩原・前掲注144）68頁（注155））を参照。

156) かつては第三者のためにする契約説や（支払）指図説も主張されていた。両説については、とりわけ今井・前掲注154）「法的構成(1)」21頁以下を参照。

157) 今井・前掲注154）「法的構成(1)」20頁。

158) 例えば、松本貞夫・前掲注154）73頁。

159) 山本・前掲注154）206頁の命名法。

160) 今井・前掲注154）「義務と責任（二・完）」101頁の命名法。

161) 沢野直紀「エレクトロニック・バンキングと法的諸問題」『鴻還暦・80年代商事法の諸相』（有斐閣、1985）752頁など。

162) 川村正幸「判批」（高松高判平成元・10・18金法1258号64頁）金判848号（1990）41頁。

163) 岩原・前掲注144）70頁以下・413頁以下。

説)¹⁶⁴⁾。この見解によると、被仕向銀行による入金（貸方）記帳を含む入金手続は、受取人への資金解放の要件に過ぎないという。

以下では、以上の内容を踏まえ、支払人（依頼人）と仕向銀行との契約関係を基準として、諸学説を委任契約説と請負契約説とに分けてより詳しく検討する。

B 委任契約説

韓国と日本の多数説（通説）は、支払人（依頼人）と仕向銀行との関係は、委任契約であると解しており、したがって、仕向銀行は依頼人に対し、善良なる管理者の注意をもって振込事務を処理する義務を負担する（韓民681条、日民644条）とされる¹⁶⁵⁾。その義務の内容については、支払人が取引指示した金額〔情報〕を伝送する義務¹⁶⁶⁾、または振込通知を発信する義務¹⁶⁷⁾であるとされている。

また、仕向銀行の責任については、このような義務の内容に応じて、韓国の場合、取引の成立時点（出金記録時点）以後は責任を負わないとするのが実務の態度である（電子金融取引基本約款8条、前記Ⅱ1(2)A参照）が、第2次国会提出案では、金額〔情報〕が受取人〔の口座元帳〕に到達する以前までと説明されていた¹⁶⁸⁾。一方、日本の場合には、現行実務上は、金融機関の共同システムの運営体の過失による通信障害等についても仕向銀行が責任を負うとされており¹⁶⁹⁾、それに応じ、委任契約説を唱える見解の中では、振込通知の発信までとされる仕向銀行の責任や義務の範囲は、支払指図（振込通知）の発信までから被仕向銀行に到達する〔以前〕までへと拡大されたともいえる、と捉えるものが登場した¹⁷⁰⁾。

いずれにせよ、以上のような委任契約説によれば、仕向銀行は被仕向銀行の過

164) 今井克典「振込システムの法的構成(4)」名古屋大学法政論集163号（1996）187頁以下。

165) 政府理由書109頁、松本貞夫・前掲注154)71頁。

166) 政府理由書109頁〔第2次国会提出案〕。

167) 松本貞夫・前掲注140)「振込規定ひな型」16頁以下、同・前掲注140)入門101頁以下。

168) 政府理由書109頁。この解釈による場合、資金決済システムの運営者（金融決済院）の過失による通信障害等についても仕向銀行が責任を負うことになる可能性があるが、本法では、資金決済システムの運営者を電子金融補助業者という概念に包摂させ、電子金融補助業者を仕向銀行の履行補助者の地位にある旨を定め（11条）、この問題を立法的に解決している（前述Ⅳ1(4)参照）。

169) 振込規定ひな型第11条、パソコン等の端末機を使用した依頼に基づく振込・振替取引に関する規定（試案）（EB規定試案）第10条。

170) 松本貞夫「法制懇談会報告書と振込規定ひな形等について」金法1410号（1995）13頁。

失による入金不能については責任を負わないことになろう¹⁷¹⁾。なお、その理論的根拠については、二つの考え方がある。まず、依頼人と仕向銀行間の振込契約と、仕向銀行と被仕向銀行間の契約は別個独立のものであるとする（別個）独立契約説¹⁷²⁾によると、以下の三つの根拠が挙げられる。すなわち、被仕向銀行を指定するのは依頼人である点、仕向銀行には被仕向銀行に対する干渉可能性がない点、被仕向銀行における事故は仕向銀行の管理領域外である点、がそれである¹⁷³⁾。

一方、別個独立契約説とは別の観点から仕向銀行の責任を限定する見解が早くから唱えられていた（復委任説・復受任者説）¹⁷⁴⁾。これによると、依頼人と仕向銀行との関係および仕向銀行と被仕向銀行との関係は、別個独立契約説と同様、それぞれ委任契約であるが、前者に対して後者が復委任契約の関係にあり、被仕向銀行を復受任者であるとする。この見解によると、日本民法第105条2項が類推適用され、また、依頼人による被仕向銀行の指定が復受任者の指名に当たるとされる。その結果、仕向銀行は、依頼人が指定した被仕向銀行が不適任または不誠実であることを知って、その旨を依頼人に通知し、またはこれを解任することを怠った場合にのみ、被仕向銀行の過誤について責任を負うことになる。

以上のように、委任契約説によると、仕向銀行の責任は限定されると解されるのが普通であるが、委任契約説を採りながらも、仕向銀行は被仕向銀行の過失について責任を負うとする見解が主張されている。これにも二つの考え方がある

171) 日本の実務・学説上の同じ結論については、今井・前掲注154)「義務と責任（二・完）」99頁・101頁をそれぞれ参照。

172) 松本貞夫「継為替による電信振込と仕向銀行の責任」手研412号（1988）16頁以下、同「振込取引における仕向銀行と被仕向銀行との関係」金法1272号（1990）12頁・14頁以下。

173) 三つの理論的根拠の整理については、今井・前掲注154)「義務と責任（二・完）」99頁を参照。このような委任契約説（独立契約説）は、いわゆる振込の「窓口取引」の説明としては最適の理論と考えられる。すなわち、窓口取引においては、①振込依頼人による振込依頼（振込依頼書）、②窓口職員による振込依頼の入力・為替通知の送信、③被仕向銀行の為替通知の受信・入金記帳、といった過程が実際、個別独立的に行われると理解されるからである（ただ、銀行間の為替通知が全銀システムのような自動取引システムによって送受信される場合（＝振込通知）には、③は②の過程の延長線上で自動的に行われると理解される）。

174) 吉原省三「口座相違と銀行の責任」金法689号（1973）43頁、田邊光政「振込取引の法律問題（上）」金法790号（1976）8頁以下等。

が、履行補助者説と損害担保契約説と呼ばれるものがそれである。まず、**履行補助者説**¹⁷⁵⁾は、被仕向銀行は仕向銀行の履行補助者であるから、履行補助者である被仕向銀行に過失がある以上、仕向銀行はそれについて依頼人に対し当然に責任を負うとする見解である¹⁷⁶⁾。履行補助者説によると、仕向銀行の責任は被仕向銀行の過失がある場合に責任を負う過失責任であるとされる¹⁷⁷⁾。

一方、**損害担保契約説**¹⁷⁸⁾は、依頼人と仕向銀行との関係および仕向銀行と被仕向銀行との関係を別個独立の契約としながらも、仕向銀行は、依頼人から振込委託を受けるに当って、内国為替制度にしたがった完全な処理を保証して、振込委託を引き受けたと考える。つまり、被仕向銀行が所定の規則と慣行にしたがって振込指図を処理することを保証する。具体的には、被仕向銀行の故意・過失によって依頼人に損害が生じたときには、それを担保する義務を負う。そうした危険の引受、損害の填補という負担を生ずる損害担保契約が振込委託の委任契約に付随していると考えているわけである。なお、この見解がこのような損害担保契約という要素を導くのは、銀行が担っている資金決済システムの公共的な性格のためであるとされる。

C 請負契約説

以上の諸学説は、仕向銀行の責任の範囲については結論が異なるものの、基本的には依頼人と仕向銀行との関係を委任契約であると捉える点では共通している。これに対し、依頼人と仕向銀行との関係を請負契約と捉える見解も、有力に主張されている。請負契約説は、依頼人と仕向銀行との間の振込委託契約の趣旨(債務内容の理解)から、仕向銀行は、振込の完了という一定の結果の実現を約束しており、まさに結果債務を負っているのであって、これは委任契約というよりは請負契約と解すべきであるとする¹⁷⁹⁾。

175) 沢野・前掲注161)752頁。

176) なお、履行補助者説を主張しながらも、振込依頼人が被仕向銀行を指定した場合において、被仕向銀行の過失については仕向銀行は責任を負わないとする説もある(岩原紳作「振込規定試案の問題点と限界」金法1164号(1987)10頁など)。

177) 今井・前掲注154)「義務と責任(二・完)」108頁。

178) 川村・前掲注162)41頁以下。損害担保契約説の内容の整理については、山本・前掲注154)210頁も参照。

179) 請負契約説の沿革については、岩原・前掲注144)413頁(注110))を参照。

このように依頼人と仕向銀行との関係につき請負契約説が主張されるようになった根拠は、以下のように説明される¹⁸⁰⁾。振込取引は、契約関係が多数積み重ねられてネットワークを構成し、ネットワーク全体として機能を果たすことに特色がある。ネットワークとしての資金移動システム全体の機能、および仕向銀行による振込通知送信後の事故の際の振込依頼人の保護を考えれば、振込取引を各部分(segment)毎に分断して、仕向銀行が前者たる振込依頼人に負う義務は、自らの直接の後者である被仕向銀行などへの振込委託の送信および振込金の提供に限定され、責任を負う相手も直接契約を結んだ相手に限定されるといった多数説(いわゆる二段階委任契約説)のようなセグメント・アプローチではなく、「ネットワーク・アプローチ」をとるべきである。このような観点から多数説のような委任契約説をとるべきではなく、ドイツ振込法(BGB676条のa)が請負契約構成をしているように、ある結果の実現を保証する契約(請負契約)として解すべきである。

以上のような考えから請負契約説が主張されるようになったわけであるが、請負の内容ないし振込の完了の時点を具体的にどう捉えるかについては、意見が分かれうる。当初は、受取人の口座への貸方記帳と解する見解(いわゆる入金請負説¹⁸¹⁾)が主張されたこともあるが、現在は、請負の内容は被仕向銀行への振込通知の到達と振込金の提供であるとする通知請負説(振込指図請負説)¹⁸²⁾に一元化されている¹⁸³⁾。通知請負説に一元化された理由としては、以下のように説明されている¹⁸⁴⁾。すなわち、依頼人が指名した被仕向銀行の行為によって振込が完了しなかった場合には、仕向銀行の責任を否定する必要があるが¹⁸⁵⁾、請負契約説によると、帰責性[過失]がないことを理由に責任を否定することができないから[無過失責任]、仕事(債務)の内容自体を限定するなどの方法によるしかない。

180) 岩原・前掲注144)73頁以下。

181) 岩原・前掲注176)10頁以下、同「電子資金移動(EFT)」NBL385号(1987)21頁以下。

182) 岩原紳作「コンピューターを用いた金融決済と法—アメリカ法、西ドイツ法を参考として」金融法研究創刊号(1985)28頁、同「電子資金取引に関する法制整備の必要性和課題—金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会中間報告をめぐって(2)」金法1204号(1988)23頁、同・前掲注144)423頁。

183) 岩原・前掲注144)423頁参照。

184) 岩原・前掲注144)422頁以下。

通知請負説は正にそのような努力の結果である（なお、EU指令やドイツ振込法もそのような考慮に基づき、被仕向銀行の口座への貸方記帳をもって振込の完了としている）、というのである。要するに、通知請負説によると、全銀システムや通信回線に関するトラブルがあった場合は、仕向銀行が依頼人に対し責任を負うが、被仕向銀行の過誤によって受取人の口座に入金されなかった場合は、仕向銀行は責任を負わないことになる¹⁸⁵⁾。この点、上述した履行補助者説や損害担保契約説より責任の範囲が限定されている（このような請負契約説〔通知請負説〕を「責任限定型請負契約説」と呼ぶことができるだろう）。

D 検討

以上で、主に韓国と日本の学説を中心に、依頼人と仕向銀行との契約関係を基準に、委任契約説と請負契約説とに分けて、仕向銀行の義務と責任について整理してみた。学説の多くは委任契約説をとっていたが、それを前提としながらも、被仕向銀行の過誤につき仕向銀行が責任を負うかの問題については、見解が分かれていた（これを肯定する見解としては、履行補助者説と損害担保契約説）。

一方、依頼人と仕向銀行との関係を請負契約と捉える見解も主張されていたが、請負の内容ないし振込の完了の時点をめぐることは、意見が分かれていた。かつては、受取人の口座への入金記帳の時点を基準とする見解（入金請負説）もあったが、現在は振込通知の到達と振込金の提供を基準とする見解（通知請負説）のみが主張されている。ただ、いずれの見解においても、依頼人が被仕向銀行を指定した場合には、仕向銀行は責任を負わないと解する点で共通する。

いずれにせよ、本法の内容が、「委任契約上の義務（伝送義務）＋資金返還義

185) 通知請負説がこのような場合、責任を否定する理由は、以下の二つにまとめられる（山本・前掲注154)208頁の整理による）。一つは、依頼人が被仕向銀行における受取人の口座を指定して振込委託を行う場合には、仕向銀行としては被仕向銀行を選択する余地がない以上、その過誤についてまで責任を問われるいわれはないという理由である。これは、先ほどの復委任説と同じ考え方に基づく。もう一つは、依頼人と受取人との間では、被仕向銀行の過誤についてのリスクは、もともとその被仕向銀行を指定した受取人の側が負担すべきだという理由である。そう考えれば、依頼人は損害が生じない以上、仕向銀行に対して責任を問う必要もないということになる。

186) 山本・前掲注154)208頁。この点については、入金請負説においても仕向銀行は責任を負わないとされていた点で、両説は一貫していたとされる（岩原・前掲注144)413頁以下（注110）、112）参照）。

務」の構成から「支払完了義務+資金返還義務」の構成へと修正されたのは、結果的には請負契約説の立場を取り入れた形になっている¹⁸⁷⁾。しかしながら、依頼人が被仕向銀行を指定した場合の効果については、請負契約説（通知請負説）と異なる結論になっている点には注意を要する。すなわち、本法の場合には、支払人が被仕向銀行を指定しているかどうかは、仕向銀行の責任（資金返還義務）の判断には影響しないと解されるからである。

(4) 電子取引の視点からの説明（電子取引アプローチ）

A 序

以上の検討から、本法が電子資金移動取引契約の効力として定めた二つの義務（支払完了義務、資金返還義務）の理論的根拠については、以上で検討した学説による限りは、必ずしも十分な説明はできないと考えられる。特に、支払の完了という結果の実現を内容とする点では、請負契約的構成といえ、その点では委任契約説を前提とする履行補助者説や損害担保契約説による説明はできない。また請負契約説による場合にも、請負の内容や支払人による被仕向銀行の指定の意義に対する考え方によっては、必ずしも本法のような結果にはならない点は、前述したとおりである。ただ、請負契約説の理論的背景とされている「ネットワーク・アプローチ」は、電子資金移動取引契約の法理構成と関連して欠かせない要素と考えられる資金移動システムの構成と関連した理解においては、重要な視点を提供してくれるものとする。資金移動システムは、それぞれの銀行等のシステムがネットワークにより一つの大きなシステムを構成しており、これを当事者間の契約関係のみによって個別的に把握することは困難であるからである。

それでは、電子資金移動取引契約の効力に関する本法の規定は、どのような理論的根拠によって説明することができるだろうか。本稿は、「銀行等がネットワークにより結ばれる一つの大きなシステム」を資金移動（資金決済）システムの本質として捉え、そのシステムを利用した金額情報の送受信によって資金移動（振込）の結果が行われる点に着目する（電子取引アプローチ）。これは、「電子取引の技術的特性に対する素直な考慮」を論理的前提とする。

187) 請負契約説によると、資金返還義務は、ドイツ振込法のように、請負契約の解除（日民635条）として法律構成することになろう（岩原・前掲注144）74頁以下参照）。

以下では、まず本法第12条の内容を分析したうえ、電子取引の技術的特性が電子資金移動取引契約の効力にどのように影響しうるものかについて私見を試みる。

B 本法の規定

私見を述べる前に、まず金融機関等の義務の内容とされる「支払人が取引指示した金額〔情報〕を伝送して支払が行われるようにする義務」(支払完了義務)の意義について考えてみる。この義務の内容を分解すると、①金額〔情報〕を伝送すること、②支払が行われるようにすること、以上の二つになる。ここで、「支払が行われる」とは、「支払の効力が発生する」ことを意味するから、支払の効力発生時期に関する本法の規定が参考になる。それによると、電子資金移動取引における支払の効力発生時期は、「受取人の口座が開設されている金融機関等〔被仕向銀行〕の口座の元帳に入金記録されたとき」¹⁸⁸⁾である(13条)。したがって、「支払が行われる」とは、「金融機関等〔被仕向銀行〕の口座の元帳に入金記録される」ことを意味し、金融機関等〔仕向銀行〕が負う義務は、①取引指示された金額〔情報〕を伝送すること、②被仕向銀行の口座の元帳に入金記録すること、以上の二つになろう。

ここで、①と②の関係が問題であるが、条文上は①によって②が達成する関係になっており、後述する電子取引の技術的特性(「情報伝達の即時性」)を考えると、技術的には、①(伝送)とほぼ同時に(瞬時に)②(記録)が完成する(①と②は、情報伝達の過程として行われる)ことが、普通の場合であろう。

C 電子取引の技術的特性：情報伝達の即時性と受信(到達)主義の原則

電子取引は、情報の送受信(伝達)による取引である。例えば、電子契約の場面では、当事者の意思(表示)、商品・サービスの内容や取引条件、金銭(金額)情報、新聞・書籍・音楽・ソフトウェア等のデジタルコンテンツ、といった抽象

188) ここで、「受取人の口座の元帳」とせず、「受取人の口座が開設されている金融機関等の口座の元帳」としている点が問題であるが、これは同じ概念であると解される(立法担当者)。したがって、金額情報が受取人の口座が開設されている金融機関等の口座の元帳(=ホストコンピュータ=受取人の口座の元帳)に到達すると、受取人は自分の口座から当該金額(振込金)に相当する金銭(預金)を引き出すことができるようになる。

化された情報（データ）が、ネットワークを利用して送受信される¹⁸⁹⁾。韓国法では以上のような意味での情報を「電子文書」と概念構成し、その送受信時期・受信確認等に関する規定を設けているのである（電子取引基本法に関する記述参照）。

電子文書（そこに含まれた意思表示も同じ）は、送信とほぼ同時に受信される（「情報伝達の即時性」）。このような技術的特性を反映して電子取引基本法は、受信者の指定した情報処理システムに電子文書が入力（記録）された時に、送信とともに受信が行われる旨を定めている（送信＝受信、電子取引基本法6条）¹⁹⁰⁾。ここで、「送信＝受信」の意義をどのように捉えるかが問題であるが、私見としては、電子文書につき「送信＝受信」と捉える電子取引基本法第6条により、電子取引において電子文書に含まれた意思表示（電子的意思表示）の効力発生時期については事実上到達主義が採択されたのと同じ結果になっていると捉える（韓国民法上は日本と同様、隔地者間の契約の成立時期について発信主義をとる）¹⁹¹⁾。「送信＝受信」とは、電子文書（意思表示）が「受信」（到達）されないと「送信」（発信）もないという構造であるから、電子文書（意思表示）は受信（到達）されて始めてその送信（発信）も認められることになるからである。なお、このような理解は、意思表示だけでなく、他の情報（電子文書）の効力発生の問題においても同様であると考えられる。要するに、電子取引基本法において「電子文書」

189) 松本恒雄「高度情報通信社会の契約法」谷口地平＝五十嵐清編『新版注釈民法⑬』（有斐閣、1996）251頁。

190) ニュアンスは若干異なるがUNCITRAL電子商取引モデル法（1996）第15条を参考とした規定である。なお、日本の電子契約法第4条が、隔地者間の電子契約の成立時期につき到達主義を採択した根拠として第一に挙げているのが、電子承諾通知の「伝達の即時性」である（「承諾の通知が電子的な方法によって発せられた場合に、契約の成立時期を承諾の到達の時に変更すべき理由としては、その通知が相手方に即時に到達するという点が第一に挙げられる。」経済産業省・前掲注136）12頁）。

191) 韓国電子取引基本法が到達主義を採択したものについては学説上議論があるが、肯定説が有力である（例えば、鄭鍾休「電子取引の登場による契約理論の変容」（韓）人権と正義268号（1998.12）83頁、鄭震明「インターネットを通じた取引の契約法の問題—インターネット通信契約を中心に—」（韓）比較私法10号（1999.6）300頁）。この点、日本の電子契約法第4条は、隔地者間の契約において電子承諾通知の効力発生時期につき「到達主義」を明文化している。一方、電子金融取引契約を隔地者間の契約とみる必要がない場合には（対話者間の契約）、電子的意思表示の効力発生時期は、民法の原則どおり、「到達主義」により決まることになる。

は、情報処理システムへの入力（記録）によってその効力（送信〔発信〕＝受信〔到達〕）が認められる構造となっている。

問題は、「受信者」の指定した情報処理システムに電子文書（に含まれた意思表示）が送信（発信）された時点が、同時に受信（到達）時点となると捉える考え方（これを電子文書〔電子的意思表示〕の効力発生に関する「受信（到達）主義」の原則ということとする）が、電子資金移動取引のシステムにも当てはまるか、という点にある。すなわち、被仕向銀行のシステムは「受信者の指定した情報処理システム」（電子取引基本法6条）といえるのか。これが認められると、電子文書の効力発生に関する「受信（到達）主義」の原則によって、当該電子文書（金額情報＝資金移動データ）は受信者の指定したシステムに受信されることによって効力が発生する（受信しないと効力は発生しない）と解されることとなる。

思うに、資金移動システムにおいては、「依頼人」が被仕向銀行のシステムを指定することと一般に理解されている（それが仕向銀行の免責の根拠の一つとなっている）。しかし、私見としては、資金移動の依頼人と受取人は、資金移動の原因関係等によって、受取人が自分の取引銀行を事前に被仕向銀行として指定する関係にあると捉える。すなわち、預金債権の「受取人」を電子取引基本法上の「受信者」として考えるのである。したがって、依頼人としては、受取人（受信者）の指定した情報処理システム（被仕向銀行）宛てに、（仕向銀行のシステムを利用して）資金移動データを送信することができるのである¹⁹²⁾。

192) 資金移動システムのこのような理解は、電子メールシステムのそれにちょうど対応するものと考えられる。ここでも受信者の指定したシステム（電子メールサーバー）宛てに、送信者が自分のメールサーバーを利用して電子メールを送信するといった仕組みであるからである。ただ、当該電子メールに含まれた意思表示の効力発生時期を当該メールの受信者のメールサーバーへの「受信」（記録）時点と捉えることになるかどうかは、別問題である。電子メールによる意思表示では、当該意思表示に対する受信者の確認が必要である点で、自動取引システムにおけるそれとは区別すべきであるからである。また、メールサーバー間の契約関係があるかどうか不明な点で、資金移動システムにおける銀行間の関係（為替取引契約関係）とは異なる。したがって、為替取引契約（基本契約）が締結されている銀行間では、当該銀行間で資金移動データ（振込通知）が伝達されることは契約上の当然の前提といえ、依頼人が被仕向銀行を「指定」という事実は、仕向銀行が振込通知を発信した以後に発生した万が一の事故について仕向銀行が免責されると捉えるべき決定的な理由にはなり得ない、といえるのではなかろうか。

D 電子資金移動取引における情報の伝達過程：情報伝達の連続性

以上を要するに、電子文書に関する受信（到達）主義の原則は、資金移動システムにも適用される。したがって、依頼人が送信した資金移動データ（電子文書）は、受信者の指定した被仕向銀行のシステムに受信されることによって効力が発生する（受信されないと効力は発生しない）と解される。

ところで、ここでもう一つの問題が生じる。すなわち、依頼人が「仕向銀行のシステムを利用して」資金移動データを被仕向銀行宛てに送信することの法的意義をどのように捉えるかが問題になるのである。依頼人が「仕向銀行のシステムを利用して」情報を送信することとは、ネットワーク上で仕向銀行のシステムにアクセスした上で、まずは仕向銀行のシステム宛てに当該情報を送信することを意味するからである。要するに、電子資金移動取引契約において、依頼人は仕向銀行のシステム宛てに資金移動データを送信するが、当該情報は仕向銀行を経由した上で、連続して受信者の指定した被仕向銀行のシステムに受信（到達）されることによって効力が発生する（「情報伝達の連続性」）。このような場合に、依頼人と仕向銀行との間の電子資金移動取引契約の内容をどのように捉えるかが問題になるのである。

このような問題と、上記の電子文書に関する受信（到達）主義の原則による結論（受取人の指定した被仕向銀行のシステムに受信されることによって資金移動データの効力が発生する）とを結びつけると、韓国法上は、依頼人と仕向銀行との間の電子資金移動取引契約は、資金移動データ（電子文書）が被仕向銀行のシステムに受信されることを内容とする契約、ということになろう。そうすると、このような内容の電子資金移動取引契約とは、果たしてどのような性質の契約として理解することができるのであろうか。

依頼人と仕向銀行との間の電子資金移動取引契約において、このような契約内容（資金移動データが被仕向銀行のシステムに受信されること）をどのようにに理解するかについては、二つのアプローチがあるように考えられる。第一に、窓口取引における振込契約の法的性質に関する理解と同様、電子資金移動取引契約は、依頼人と仕向銀行との間で「振込依頼の意思表示」の到達（とその承諾）によって成立する契約であり、仕向銀行から送信される資金移動データ（振込通知）は

当該契約の履行としての性質を有するものと理解しようとする立場が考えられる(意思表示アプローチ)。要するに、電子資金移動取引契約は、振込依頼の意思表示が仕向銀行のシステムに到達した時点で成立し、仕向銀行から送信される資金移動データはその履行として理解される。そうすると、電子資金移動取引契約は、依頼人と仕向銀行との間で、資金移動データを被仕向銀行のシステムに受信させるという「仕事の完成」を約束する契約、すなわち(前述した「責任限定型」請負契約説と区別される)「(純粋な意味での)請負契約」(韓民664条、日民632条)と解される。これによると、資金移動データ(振込通知)が被仕向銀行に到達しないと、仕向銀行は依頼人に対し債務不履行の責任を負うこととなろう。

第二に、利用者と取引銀行との間で、資金移動データを被仕向銀行のシステムにまで伝達して入金記録させることが電子資金移動取引契約の内容となると捉える点では(純粋な意味での)請負契約説と同様であるが、当該契約における情報(振込依頼の意思表示と資金移動データが合体したもの)の伝達を一つの連続した過程と理解し、電子資金移動取引契約の成立と履行とを分離することが困難であると捉えようとする立場が考えられる(情報アプローチ)。この立場によると、電子資金移動取引契約の成立は、資金移動データの被仕向銀行のシステムへの受信(入金記録)に連動すると捉える点で、当該契約はいわゆる要物契約的である。

電子資金移動取引契約において、このような要物契約的構成を採ることができるかどうかを検証するためには、電子資金移動取引におけるシステム構成の実態を検討する必要がある。

E システム構成の実態：いわゆる連動という観念

電子資金移動取引契約において、資金移動データが発信され被仕向銀行のシステムに到達するまでの間には、法的には三つの意味ある「記録」が行われる。すなわち、振込依頼人の口座からの「出金記録」(引落し)、全銀センターでの「為替記録」、受取人口座への「入金記録」、以上の三つがそれである。これらの記録は、それぞれ資金の引落時点、為替債権の成立時点、預金債権の成立時点に関係するため、法的にも意味があるといえる。

ところで、前述した学説(二段階委任契約説・責任限定型請負契約説)はいずれも、被仕向銀行の事情による預金債権の不成立について仕向銀行の免責を認め

ている点で共通していた。すなわち、振込契約は振込依頼の意思表示の受付によって（または約款上、出金記録によって）成立し、振込通知の発信以後の事情による預金債権の不成立について仕向銀行は免責されると解している。これを上記の三つの記録の観点から言い換えると、出金記録または為替記録はされたが入金記録はされていない場合（いわゆる「予約取引」など資金移動が瞬時に行われない場合を除く。以下同じ）において、仕向銀行が免責される可能性がある、ということになる。

しかし、このような結論は、現在の韓国や日本の資金移動システムの構成を考えたときは、検討の余地があるものと考えられる。電子資金移動取引（予約取引は例外）において資金移動データ（振込通知）が被仕向銀行のシステムに受信（入金記録）されるためには、三つの記録がすべて完了する必要があるからである（これをいわゆる「連動」と呼ぶこととする）。例えば、資金移動データ（振込依頼の意思表示）の仕向銀行への到達によって依頼人の口座から資金が引き落とされたが（出金記録）、何らかの理由で（例えば、受取人の指示によって被仕向銀行が支払指図を拒否する場合¹⁹³⁾）入金記録がされない場合なら、すでにされている（暫定的な）出金記録および（または）為替記録も、入金記録がされないことに影響され、結局はシステム上で取り消されることとなろう（利用者の画面上では不処理またはエラー）。さもないと、為替記録上の銀行間の為替決済額の計算にもずれが生じ、自動取引のシステムを導入した趣旨に反することになるからである。要するに、電子資金移動取引において出金記録、為替記録、入金記録は相互連動する一つの連続した過程として理解すべきであり、別個独立した行為ではない。仮に出金記録や為替記録はされたが入金記録がされない事態が生じても（入金口座不在、入金拒絶等）、前の（暫定的な）記録（出金、為替）も、システム上で取り消される技術的仕組みになっているため、全体として不処理で終わる。

そうすると、このようなシステム構成の実態は、電子資金移動取引契約の法的性質を要物契約的に構成することとどのような関係があるのか。思うに、現在の資金移動システムの技術的水準が上記のような技術的特性（連動）を実現してい

193) 岩原・前掲注144)432頁の例による。

ると解することができるなら、電子資金移動取引契約は、システム上は入金記録との連動によって(暫定的な)出金記録も確定する仕組みであるため、入金記録をもって電子資金移動取引契約の成立も確定する(少なくとも入金記録されないと契約成立を認めることができない)という意味で、要物契約的である¹⁹⁴⁾。入金記録をもって電子資金移動取引契約の成立が確定すると捉えるなら、入金記録時点では同時に資金移動の効果が生じ、また被仕向銀行と受取人との間では預金債権が成立するから、入金記録＝電子資金移動取引契約の成立(の確定)＝資金移動＝預金債権の成立、ということになる。

しかし、万が一、上記のような連動体系が崩れ、出金記録だけで処理が終了したような事態が生じたらどうか。要物契約的構成によると、そのような場合なら、電子資金移動取引契約自体が成立していないため、仕向銀行は受領した振込金の原状回復義務を負うと解される。ただ、まだ入金記録はされない状態であるため、実際は(暫定的な)出金記録を取り消すだけで十分な場合が多いだろう。

(5) まとめ

以上の検討の結果として、現在の資金移動システムの技術的水準が上記のような「連動」を実現していると捉えることができるなら、予約取引など資金移動の効果が即時に現れない場合を除き、電子資金移動取引契約の成立は資金移動データの受信(入金記録)に連動するため、当該契約を諾成契約(請負契約)と理解するよりは、要物契約的に理解するのが、資金移動システムの技術的特性ないし仕組みをよりの確に反映した法的構成になると考えられる。

そうすると、電子資金移動取引契約の法的構成として韓国法は、このような意味での要物契約的構成を理論的背景としていると理解することができるのであろうか。思うに、電子資金移動取引といえども、いわゆる予約取引のように資金移動に時間がかかる場合や、窓口取引のような対面の振込取引(広義の電子資金移動取引)においては、要物契約的構成による説明は困難である。そのような場合

194) 一方で、振込依頼の意思表示の仕向銀行への到達時点(または出金記録時点)で依頼人と仕向銀行との間の契約の成立を認めつつも、依頼人保護のために、依頼人と仕向銀行との間の契約の成立を、仕向銀行から被仕向銀行への資金移動データの到達時点まで遅らせる、という政策判断で解決しようとする考え方もあり得よう。

をも包摂できる構成としては「(純粋な意味での) 請負契約」構成が無難であろう。要物契約的構成は、あくまでも資金移動の効果が即時に発生する(連動の場合)における電子資金移動取引契約の法的性質を説明する理論的枠組みとして、また電子資金移動取引を「電子取引アプローチ」(情報アプローチ)によってでも説明することができるという理論的意味において、その意義を見出すことができるだろう。

いずれにせよ本法は、以上のような電子取引の技術的特性(情報伝達の即時性・連続性)とシステム構成上の実態(連動)を背景に、金融機関等〔仕向銀行〕に支払完了義務(被仕向銀行への入金記録義務)を課すことができたのであろう。本法の制定過程において、事故における金融機関等の厳格な責任に関する規定案(9条)に対し銀行業界から強い反発があったのに対し(Ⅳ 1(3)参照、本条(12条)に対しては反発が報道されていないのも、現行の資金移動システムの構成やそれに基づく電子資金移動取引の技術的仕組みに対する理解が、実務上暗黙的な前提とされていたためであると考えられる。

もっとも、以上のように韓国法を理解する場合、韓国法の規定には理論的な問題がある。資金返還義務に関する規定(12条2項)は、論理必然的には必ずしも必要なものではないと考えられるからである。すなわち、電子資金移動取引契約を純粋な意味での請負契約として理解する限りは、「資金の支払が行われ得なくなったとき」とは入金記録がされないことを意味し、仕向銀行はそれに対し債務不履行の責任を負うことになるのである。仮に電子資金移動取引契約を要物契約的に構成するなら、当該契約は被仕向銀行のシステムへの入金記録時点にその成立が確定する。したがって、資金移動データが入金記録されない場合、当該電子資金移動取引契約は不成立で終わるから、受領した(引き落とされた)資金は当然返還すべきことになろう(原状回復義務)。

3 誤謬訂正要求権：電子金融取引における錯誤の問題

(1) 序：電子金融取引における誤謬と誤操作

自動化された方式により行われる電子金融取引においては、その技術的特性上、「誤謬」の発生する可能性が常に存在する。例えば、そもそもシステム(プ

プログラム) 設計上の瑕疵などがあった場合や何らかの理由によりシステム不具合が発生したような場合(システム誤謬)などが考えられる。一方、電子金融取引は、利用者による機械的な操作を必要とする取引であるから、金融機関等内部の誤操作(銀行窓口の入力ミスなど)がありうるのと同様、利用者自らが誤操作(錯誤)を起こす可能性も常に存在する。このような場合を、法的にどのように捉えるかは大きな問題であるが、本法は、システム誤謬や金融機関等内部の誤操作の場合を「誤謬」と定義し、利用者に誤謬訂正要求権を認める一方で(8条)、利用者の誤操作の場合については規定していない¹⁹⁵⁾。

以下では、誤謬訂正要求権の内容を簡単に整理した上、「誤謬」を金融機関等の事情により発生した場合と第三者の介入による場合とに分けて、またそれに利用者の「誤操作」の場合を加えた三つの場合について、具体的な解釈論を展開し、電子金融取引における錯誤の問題に関する一つの手がかりを得ることとした。

(2) 本法の規定内容：誤謬訂正要求権

誤謬訂正を利用者の権利として認めるなら、その前提として、誤謬が発生したかどうかをどのような方法で確認するかの問題がまず解決されなければならない。そこで、本法はまず、この点(取引内容の確認)を明らかにしたうえ、誤謬訂正を要求するといった論理構造によって条文を構成している。すなわち、「金融機関等は、利用者が電子金融取引に使用する電子的装置(金融機関等と利用者との間で予め約定した電子的装置がある場合には、その電子的装置を含む)を通じて、取引内容を確認することができるようにしなければならない。」としたうえ(取引内容の確認措置義務、7条1項)、「利用者は、電子金融取引に誤謬があることを知ったときは、当該金融機関等にこれに対する訂正を要求することができる。」(誤謬訂正要求権、8条1項)、「金融機関等は、第1項の規定による誤謬

195) 誤謬と誤操作との関係について簡単に整理すると、以下のようになる。まず、「誤謬」とは、「利用者の故意または過失なしに、電子金融取引が電子金融取引契約または利用者の取引指示に従い履行されない場合をいう。」(2条18号)。これによると、利用者の帰責事由がない限り、金融機関等に帰責事由があるかどうかを問わず、誤謬として定義される。これに対し「誤操作」は、基本的には利用者の帰責事由がある場合である(表示上の錯誤)。

の訂正要求を受けたときは、これを即時調査して処理したうえ、訂正要求を受けた日から2週以内にその結果を利用者に知らせなければならない。」(即時調査・処理義務、8条2項)とする。

以上を要するに、金融機関等が提供する取引内容の確認措置等により取引内容が一致しないこと(誤謬)を確認した利用者は、金融機関等に対しその訂正を要求することができる、この場合、金融機関等は、これを即時調査して処理したうえ、訂正要求を受けた日から2週以内にその結果を利用者に知らせなければならない、ということになる。

(3) 金融機関等の事情による誤謬

ここで、誤謬の訂正要求を受けた金融機関等の義務とされる「即時調査して処理」することの意味は何か。上記の三つの場合に分けて検討する。

第一に、調査の結果、誤謬が金融機関等の事情により発生したことが判明した場合である。システム設計上の瑕疵や原因不明のシステム不具合があったような場合(システム誤謬)、または金融機関等内部の誤操作があったような場合¹⁹⁶⁾が考えられる。このような場合、金融機関等は訂正要求を受けた日から2週以内に、誤謬の原因を調査して処理したうえでその結果を利用者に知らせる必要がある(8条)。したがって、このような場合に金融機関等は当該誤謬を訂正処理すべきであろうが、問題は、利用者の取引指示が他の金融機関のシステムと関連する場合(電子資金移動取引など)である。誤謬によって成立したと考えられる受取人の権利をどう捉えるかが問題であるからである(誤振込における受取人の権利の問題と同じ)。

この問題について、実務上は、一定の場合にはシステムのな処理が可能な道が

196) ただ、金融機関等が誤操作を起こしたような場合(銀行員の入力ミスなど)は、「誤謬」としては分類できるものであるが、本法上の電子金融取引の定義からは、実際に発生することは考えにくい。本法が対象とする「電子金融取引」は、以前は金融機関の職員が取引依頼書等によって金融取引システム上で行っていた取引指示の入力を、今度は利用者自らがアクセス媒体により当該システムにアクセスしたうえ、取引指示を直接入力する技術的仕組みによるものであるからである。ただ、このような電子金融取引の技術的仕組みを考えると、利用者の「誤操作」の問題は、金融機関等内部の誤操作の問題と事実上同様の性質のものともいえるから、金融機関等内部の誤操作にどのような法的・実務的対応がされているかは、利用者の誤操作への対応を考える上で、参考になる。

開いている。すなわち、資金移動システム（資金決済システム）を運営する韓国金融決済院の業務規約および施行細則（日本の内国為替取扱規則に相当）によると、「銀行システム（通信装備等を包含）の誤動作」による「錯誤取引」は、当日運営時間内で、オンラインで取り消すことができる（「取消取引」¹⁹⁷⁾。この場合、取消取引の細部処理手続は、〔システムの〕基本設計書に定義した取消取引の処理方法による¹⁹⁸⁾。これによる限り、金融機関には、当日内（24：00以内）なら、システム誤謬（誤動作）に系統的に（オンライン）対応する方法がそもそも用意されている、といえる。また、他行送金取引（現金を入金し他行にオンライン送金する窓口取引）¹⁹⁹⁾の取消についても、上記の資金移動システムの場合と同様、金融決済院の業務規約等により、他行送金システムの稼動中に依頼銀行の「窓口での誤操作」など依頼銀行の内部誤謬により発生した取引は、当日に限り、系統的に取消処理できるとされている²⁰⁰⁾。一方、韓国の下級審裁判例の中には、他行送金取引の取消と関連して、取消の法的効果を認めるものがある²⁰¹⁾。

以上を要するに、実務上は、システムの誤動作または窓口の誤操作があった場合に、取引当日内なら、それを系統的に（電算処理の操作によって）取消処理することが可能である。したがって、このような場合、利用者が金融機関に対し、誤謬訂正要求をしたなら、金融機関はこれに対応（取消処理）することに基

197) 電子金融共同網業務施行細則第21条・第22条。この点は、日本の内国為替取扱規則においても基本的には同じである（取消や訂正）（なお、当日限定はない）。松本貞夫・前掲注140）入門231頁以下参照。

198) 電子金融共同網業務施行細則第23条。

199) 「送金」は「振込」とともに内国為替取扱規則（日本）の適用を受ける為替取引の一種である（松本貞夫・前掲注140）入門15頁以下・43頁以下参照）。

200) 他行送金共同網業務施行細則第28～30条。

201) ソウル地方裁判所1997.4.4判決96가합【ア合】15331（確定）：「受取人と被仕向銀行との間には、オンラインによる他行送金取引によって金員が送金される場合、その入金処理が完了したときにその金員に対する預金契約が成立するものとするが、当日営業時間内に仕向銀行によりオンライン送金取引が取り消された場合は、その送金取引が明白な誤操作による取引であるかどうかを問わず、当該預金契約は最初から成立していないものとみなす内容の合意があったとみるのが相当であって、したがって、送金された金員は、当日の営業時間内に取消処理されることを解除条件として、その入金処理が完了したときに預金として成立する。」

本的に問題がない。しかし、問題は、誤謬の発見が取引指示等のあった当日以後である場合ならどうかである。

思うに、この問題は結局、電算処理の期限を逃した当該誤謬のリスク（受取人の権利）を誰が負担するかの問題である（責任負担の問題）。私見としては、そのような場合、金融機関は利用者のもともとの取引指示どおりに処理すべきである²⁰²⁾と考える。誤謬の発生が金融機関等の事情（システム設計の瑕疵など）によるものなら、その誤謬によるリスクも基本的には金融機関等が負担すべきもの²⁰³⁾と考えるからである（過失責任）。これに対し、当日以後の誤謬訂正要求に対し調査した結果、誤謬とされた原因が利用者本人にあったような場合（利用者の誤操作）ならどうか。利用者の誤操作が重過失と認められる場合なら²⁰³⁾、そのリスクは、上記金融機関等のリスク負担に対応して、利用者が負担することになる（利用者過失）。ただ、電子金融取引において取引内容の確認措置（取引確認画面等）は、その場で即時に行われるのが普通であるため²⁰⁴⁾、誤謬発生的事实を発見するのが当日でない場合は、後述するように、第三者が介入した例が多いだろう。

(4) 第三者の介入による誤謬・利用者の誤操作

第二に、調査の結果、誤謬が第三者の介入により発生したことが判明した場合である。例えば、第三者が金融機関等のシステムに侵入して改ざんを行ったような場合が考えられる²⁰⁵⁾。このような場合、かかる誤謬を訂正して処理するかどうか

202) 電子金融取引基本約款第17条（誤謬の処理）①銀行は、電子金融取引の処理が取引指示と異なっている事実を確認したときには、取引指示どおりに訂正しなければならない。②銀行は、第1項による訂正事実を利用者に通知しなければならない。電子保険取引標準約款第16条（取引誤謬の訂正）会社は、電子保険取引の処理が、利用者の要請した取引の内容と異なっていることを確認したときには、利用者が要請した内容どおりに訂正し、訂正事実を利用者に知らせる。

203) このような場合、韓国民法上は、錯誤による意思表示の取消ができない（109条1項）。

204) 電子金融取引基本約款第21条1項、電子保険取引標準約款第11条3項等。

205) 「誤謬」を利用者による取引指示があったが、その指示どおりに履行されない場合に限定すべきかどうかは問題である。文理上は、利用者の取引指示があったが、その結果に相違が生じた場合（「作為の誤謬」）として定義されているが（2条18号、注196参照）、例えば、銀行口座の1ヶ月間の取引明細をIBにより確認した結果、見覚えのない取引が処理されていたような場合（「不作為の誤謬」）も、誤謬として考えられるからである。思うに、後者の場合も広い意味での「誤謬」であるが、実際は当該損失を誰が負担するかの問題（責任の問題）に帰着するだろう。

かは、システム侵入による損失を誰が負担するかの問題と直接つながる。したがって、事故発生時の責任負担の問題に関する本法の態度がまず考慮されるべきである²⁰⁶⁾。検討の結果、金融機関等に責任があると判断される場合には、当該「誤謬」は、(取消または入金記録、出金記録などの方法によって)誤謬発生前の原状どおりの状態に訂正されるべきである(誤謬訂正=責任負担)。

第三に、調査の結果、利用者の誤操作によって意図していた取引指示どおりに処理されなかったことが判明した場合である。この際、取引指示の伝送前に取引内容を確認する措置(確認画面等)が施されていたような場合なら、かかる誤操作(錯誤)は、利用者の重過失として評価される可能性がある²⁰⁷⁾。そうすると、韓国民法上は、当該意思表示は取り消すことができない(109条)。また、本法上も、訂正の対象となる「誤謬」(利用者の故意・過失がない場合)には該当しないことになる。

しかし、私見としては、利用者の誤操作の場合を金融機関等内部の誤操作と区別する理由はない。前述したように(注196参照)、電子金融取引における利用者は、自分の取引指示の伝送過程においては、窓口取引における窓口職員(銀行員)のような立場に置かれる。したがって、このような電子金融取引の技術的仕組みを考えると、利用者の「誤操作」の問題は、実際は金融機関等内部の誤操作の問題と同じ次元の問題であるといえるのではなかろうか(両者で、「受取人の権利」を別に取り扱う理由はない)。このように考えると、利用者の誤操作により誤振込がされたような場合においても、それがシステム上の取消処理(電算処理)に要求される期日以内なら、上述したような金融機関の実務対応(システム処理)が実際には利用者に適用されてもおかしくない(利用者の要求による取消処理)。本法の「誤謬訂正要求権」は、利用者の誤操作の場合をも適用対象とすべきであったと考える²⁰⁸⁾。

206) もし、第三者のシステム侵入が当該利用者のアクセス媒体の偽造・変造等または盗難・紛失等に係るものなら、当該事由における責任のルールを定めた本法の関連規定(偽造等につき9条、盗難等につき10条)により責任負担の主体が決まる。

207) 日本の電子契約法第3条参照。なお韓国にはこれに相当する民事ルールは存在しない。

(5) まとめ

以上のように、本法によって利用者に誤謬の訂正要求権が認められるとしても、金融機関等の対応の態様は当該「誤謬」の性質ないし類型によって異なりうる。まず、金融機関等の事情により誤謬が発生した場合、韓国の銀行実務上では、当該取引が電子資金移動取引（他行送金取引）なら、当該仕向銀行（依頼銀行）は、少なくとも取引指示がされた当日内なら、システムの誤動作（窓口での誤操作）にシステム的に対応（取消処理）することができる。また、誤謬訂正の要求が当日以後にあった場合なら、システム的な対応（誤謬訂正）はできなくなり、結局は責任負担の問題になる（システム設計の瑕疵などによるリスクは、金融機関等が負担）。第二の場合（第三者が介入した場合）も、結局は責任負担の問題に収斂する。

そうすると、第三の場合はどうか。利用者の誤操作によって誤振込が行われたような場合なら、受取人の権利との関係が問題になる。私見としては、利用者の誤操作による誤振込の場合と、金融機関等内部の誤操作により誤振込がされたような場合（前記第一の場合）とを、「受取人の権利」という法理的な側面から区別する理由はない。韓国の銀行実務が、システムの誤動作（窓口での誤操作）により一旦成立した電子資金移動取引（他行送金取引）を、仕向銀行（依頼銀行）が当日に限りシステム的に取り消すことができる道を開いているのは、利用者の誤操作の場合にも参考になる対応方法の一つと考える²⁰⁹⁾。

208) 本法案の国会審議過程でも、この点に疑問を提示する意見があった（第256回通常国会「財政経済委員会会議録第2号（金融及び経済法案等審査小委員会）」（2005.11.17）8頁）。なお、資金移動の効果の即時性から、一定期間内にこれを取り消す制度（入金取消制度、reversibility）の可能性を示唆するものとして、鄭東潤・前掲注151）585頁参照。また、誤振込の場合における望ましい解決の方向として、契約の関係規定の改定によって、振込制度の枠内で振込依頼人に「取消」請求手続を創設することの可能性を指摘するものとして、森田宏樹「振込取引の法的構造—誤振込事例の再検討—」中田裕康＝道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（有斐閣、2000）197頁以下参照（ただ、その結論の根拠が、本稿と同じものかは確かではない）。これに対し、錯誤による電子金融取引の場合、民法による取消の可能性を制限する規定を別途設けるべきであるとの意見もある（韓国国会・財政経済委員会「本法案に関する公聴会資料」（2005.6.17）13頁）。

209) なお、この点に関連しては、誤振込を起こした利用者の救済方法の一つとして、日本の実務において利用されている「組戻し」制度(振込規定ひな型7・8条、EB規定試案5・6条)とそれに関する判例法理も参考になる。まず、誤振込と受取人の権利については、①平成8年判決(最二判平成8・4・26民集50・5・1267)により一定の決着がついている。すなわち、同判決は、資金を移動する手段としての振込制度の〔技術的〕仕組みに着目し、振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあった時は、両者の間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立するとした。

しかし、その後の判決では、平成8年判決を踏まえた上で、組戻し制度に対しても一定の理解が示されている。すなわち、②平成15年判決(最二決平成15・3・12刑集57・3・322)では、平成8年判決を引用しつつ、銀行実務で採られている組戻しの手続きについて、利害当事者間の紛争を防止し、安全な振込送金制度を維持するために有益かつ有意義なものとして評価した上で、受取人において、自己の口座に誤った振込みがあることを知った場合には、銀行に組戻しの措置を講じさせるため、その旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があると解される、したがって、誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たり、詐欺罪が成立する、と判断している。

また、その後の下級審の判断においても、組戻し制度に関する以上のような判断は維持され、その法理は発展し続けている。例えば、③名古屋高判平成17・3・17金法1745・34では、被仕向銀行が、誤振込みであることを知っている場合には、銀行間及び銀行店舗間の多数かつ多額の資金移動の円滑な処理の面からの保護を考慮することは必ずしも必要でなく、個別的な組戻し手続をとることを妨げるものではないとし、組戻しにおける受取人の承諾は、振込依頼人の誤振込みによる入金を拒否(あるいは、預金口座に記帳された振込金額相当の預金を事実上放棄)する意思表示をするものと解することができるとした。また、④東京地判平成17・9・26金法1755・62(確定)では、さらに、たまたま受取人の所在が不明であって組戻しの承諾を得ることができないことは、振込取引制度が多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するための仕組みであるとはいえ、制度として好ましいことではないとしたうえ、そのような場合、振込取引制度を運営する銀行〔被仕向銀行〕に対しては、誤振込みをした振込依頼人に救済の機会を残すために、受取人の預金口座に入金記帳された当該振込みに係る金員を受取人の預金とは区別して管理するなどの適当な措置をとることが望まれるとした。

以上のような判例・裁判例をまとめると、誤振込がされても、組戻しの手続を利用すれば、誤振込をした利用者は救済される可能性がある。この場合、組戻しが成功するためには、受取人の「承諾」を得ることが前提であるが、②平成15年判決によると、自己の口座に誤った振込みがあることを知った受取人は、その旨を銀行に告知すべき信義則上の義務を負うとされているから、受取人が当該振込金額相当の預金債権を権利行使することは事実上考えられず(詐欺罪が成立)(③)、したがって、受取人の承諾を得ることはより容易になったといえる。なお、④判決によれば、受取人の所在が不明である場合にも、誤振込をした利用者を救済することは制度的に可能である。

以上のような判例・裁判例を前提とする限り、要するに、①平成8年判決により振込システムの「動的安全」の重要性が認められるとともに、組戻し制度の有効性を認める②平成15年判決以後の判決により、振込制度における「静的安全」も同時に認められるようになったと捉えることができるのではなかろうか。

4 電子金融取引の責任論：システム責任論の試み

(1) 序：システム取引としての電子金融取引

電子金融取引における責任の問題は、システムの安全性の確保に直結する問題である。電子金融取引自体がシステムの上で自動化された方式により処理される性質のもの（システム取引）であるから、システムの安全性が確保されない限り、電子金融取引の存立の基盤はなくなる。このような観点で、本法は、電子金融取引におけるシステムの安全性の確保を金融機関等の基本的な義務として明示しているのである（21条）。

それでは、電子金融取引の「システムの安全性」とは何を意味するものか。まず、「システム」の概念から考えてみる。電子金融取引を「金融商品およびサービスが提供される電子的装置を通じて非対面の自動化された方式により行われる取引」と定義するなら（2条1号）、金融商品等が提供される「電子的装置」がシステムに該当するわけである。この「電子的装置」とは、電子金融取引情報を電子的方法で伝送しまたは処理するために利用される装置のことであり、例えば、現金自動支払機（CD）、現金自動預払機（ATM）、支払用端末機、コンピュータ、電話機などが含まれる（2条8号）。また、このような電子的装置は通信回線によりネットワーク化されて始めて、情報の伝送が可能になり電子金融取引も成り立つ。したがって、電子金融取引のシステムとは、以上のような意味での電子的装置や通信回線を含む概念である。なお、それは、いわゆるハードウェアだけでなく、情報処理等を可能とさせるソフトウェアをも含む概念である²¹⁰⁾。

電子金融取引における「システム」の概念を考える上で、もう一つ検討を要するものが「アクセス媒体（手段）」である。アクセス媒体（手段）は、その用語

210) 北川善太郎「システム契約論—情報化社会における新しい契約像」北川善太郎編『コンピュータシステムと取引法—システム契約の法政策的検討—』（三省堂、1987）36頁は、「コンピュータによる情報処理と通信システムが融合して情報ネットワークが形成され」それと契約が結合した場合を「システム契約」と称し、かかる情報ネットワークによって具体的に構築された社会システムを総称して「コンピュータシステム」と呼んでいる。コンピュータシステムを「社会システム」と捉える点では本稿のシステム概念より広いと思われるが、その構成要素たるもの（コンピュータ、通信システム、情報ネットワーク）から考えると、用語上の違いは見られるものの本稿のシステム概念ともほぼ一致している。

の意味からも分かるように、システムにアクセスするための媒体(手段)である。電子金融取引の処理までの過程(仕組み)を考えたとき、電子金融取引はアクセス媒体によるシステムへのアクセスから始まり、それが個別的な電子金融取引を成立させるために利用者に要求される最初のかつ必須の手続であることが分かる(アクセス媒体の発給やシステムを利用するための基本契約は、個別取引以前に済ませておく必要がある)。そうすると、アクセス媒体は、システム取引としての電子金融取引において、広い意味で当該システムと一体になるものと捉えることもできるだろう(広義のシステム概念)。

システムを以上のように考えたとき、電子金融取引におけるシステムとは、ソフトウェアが施された電子的装置や通信回線、およびアクセス媒体を含む広い概念になる。

(2) システムの安全性と責任の問題：システム責任論の考え方

そうすると、「システムの安全性」とは、当然、以上のような意味でのシステム全体の安全性を意味することとなる。ここで「安全性」として要求される水準については議論がありうるが、とりあえずは、「システムの本来の機能(情報の正常な伝送と処理、本人のためのシステムへのアクセス手段)の確保」としておく。システムの本来の機能が確保されない状態では、システム取引としての電子金融取引自体の成立にも影響するからである。したがって、システムが本来の機能を確保しない限り、システムの安全性が保たれず、それに対する責任問題が提起されることになる(システム責任)。

「システムの本来の機能の確保」ないし「システムの安全性」に関連すると思われるものとして、本法は大きく四つの場合を想定した規定を設けている。すなわち本法は、誤謬の場合、契約締結または取引指示の電子的伝送または処理過程で事故が発生した場合(ハッキング等)、アクセス媒体が紛失等された場合、アクセス媒体が偽造等された場合、といった四つの場合につき、それぞれの法的効果または責任負担(分担)のルールを定めている。電子金融取引のシステムの安全性と関連するこの四つの規定をどのように捉えるかは問題である。

まず、この規定群の性質と関連した政府理由書の説明では、その立法趣旨や法的性質はそれぞれ異なる。まず誤謬があった場合の法的効果である誤謬訂正要求

権や即時調査処理義務（8条）は、誤謬発生時の訂正手続を明確にすることによって、電子的環境に慣れていない利用者を保護するために特別に認められたものである²¹¹⁾。また、アクセス媒体の紛失や盗難に関する第10条は、アクセス媒体の管理と関連した利用者の過失を考慮した責任分担のルールである（事故通知時点基準）²¹²⁾。なお、取引指示等の電子的伝送または処理過程で事故が発生した場合やアクセス媒体の偽造等の場合に金融機関等が負う責任（9条）の性質はいわゆる「無過失責任」であって、利用者に重過失がある場合には利用者側に責任が認められる²¹³⁾。

これに対し、私見によれば、これらの四つの場合は、いずれもシステムの安全性と関連した責任の問題として包括的に捉えることができる。誤謬や取引指示等の処理過程上の事故およびアクセス媒体の偽造等の場合は、いずれもシステムの本来の機能が確保されない場合として、そもそも当該事由が発生すること自体がシステムの安全性に問題があることを意味する。一方で、アクセス媒体の場合には、アクセス媒体を利用した取引の本人効果帰属性（後述）の観点から、利用者は、自分のアクセス媒体が他人に提供される可能性について注意すべき義務（管理責任）を負うと解される。アクセス媒体の紛失等の責任規定（10条）は、そのようなアクセス媒体の管理責任からの規定として理解される。要は、電子金融取引における責任の問題は、アクセス媒体を含むシステム全体の安全性の問題であり、システムの安全性を確保するための責任の総体（システムの設計・維持・管理等）を、ここではさしあたり「システム責任」と呼ぶこととする（システム責任論）²¹⁴⁾。

以下では、システム責任と関連した四つの規定をより詳しく検討することによって、システム責任論の体系化を試みる。

（3）誤謬・取引指示等の処理過程上の事故に対する責任

ここでは、前二者（システム誤謬、ハッキング等）の場合を検討し、後二者（アクセス媒体の紛失等、偽造等）をめぐる責任問題については、項目を変えて

211) 政府理由書83頁。

212) 政府理由書98頁。

213) 政府理由書88頁。

検討する。

まず、第一に、誤謬が発生した場合である。誤謬とは、前述したとおり、電子金融取引が利用者の故意または過失なく、電子金融取引契約または利用者の取引指示に従い履行されない場合を指す(2条18号)。システム設計上の瑕疵や金融機関等内部の誤操作などによって取引指示どおりに履行されなかったような場合である。誤謬が発生した場合、利用者は、金融機関等にこれに対する訂正を要求できる(8条1項)。この際、金融機関等は、これを即時調査して処理したうえ、その結果を利用者に知らせなければならない(8条2項)。

このような立法の趣旨については、誤謬発生時の訂正手続を明確にすることによって、可能な限り早期に処理結果を通知してもらうことによって、電子的環境に慣れていない利用者を保護するためのもの²¹⁵⁾、とされている。しかし、誤謬訂正の問題は、当日内における誤振込の取消処理などシステムの対応がすぐ可能な一部を除いては、結局は責任負担の問題になる(前記3参照)。私見のように、誤謬をシステムの安全性に問題が生じた場合(システムの本来の機能の喪失)だと捉えると、誤謬に対し利用者の訂正要求権を認め、金融機関等に即時調査処理義務を課した本法の態度は、「即時」調査・処理義務を認め、利用者保護の観点を取り入れた点を除いては、(債務不履行など一般民事ルールによっても対応可能な)ある意味当然なことを確認したものにはすぎないともいえるだろう²¹⁶⁾。しかし、「誤謬」という技術的な観念に対し法的な意味を付与した点は、システムを前提とする取引の法的な問題の処理と関連しては、新たな視点を提供してくれる

214) 「システム責任」という表現は、システム契約における責任の問題として既に提唱されていた点に注意を要する。すなわち、「(利用者との窓口に責任を集中するネット責任論の観点をもう少し普遍化して)、システムを有機的・統一的なものとしてまとめている総括者を析出し、そのシステム総括者に責任を課すため」の理論(「システム責任の理論」)が、法政策的に提言されている(松本恒雄・前掲注92)168頁)。ここでは、「巨大な損害を発生させるおそれのあるシステムを設計し、運営する者には、まちがった操作をしても安全を損なわないようにするフルプルーフや一部の故障が全体に波及しないようにするフェイルセーフの思想に基づいてシステムを設計・維持する義務がある」点が指摘されている。

215) 政府理由書83頁。

216) 立法過程において法務部等は、このような観点から誤謬訂正に関する第8条の規定の立法必要性に懐疑的であった(政府理由書82頁)。

先例的な意味のあるものであり、これからの解釈論の展開においても重要な根拠になる可能性もあるように思われる。

第二に、契約締結または取引指示の電子的伝送または処理過程で事故が発生した場合である。第三者がシステムに侵入して、プログラム操作を起こすなどして、利用者に損害を与えたような場合（いわゆるハッキング）等がこれに当たる。このような場合、本法は、利用者の故意または重過失がない限り（9条2項1号）²¹⁷⁾、金融機関等に責任がある旨を明らかにしている（9条）²¹⁸⁾。この責任負担のルールの評価として、第三者のシステム侵入のような場合を「システムの本来の機能の確保」（システムの安全性）と関連して捉えることができるかどうかについては議論がありうるだろう。このような場合をシステムの本来の機能なり安全性と結びつけることは困難であると考えられることもありうるからである。このような立場なら、システムは本来の機能を確保しているが、第三者の介入により損害が発生する場合（いわゆる「双方無過失」）も想定され、そのような場合それに対する責任を誰が負担するかの問題が残る。この問題につき金融機関等に責任ありとする本法の態度は、無過失責任主義に立脚して特別な規定を定めたものということになろう²¹⁹⁾。金融機関等に、以上の責任に備えるため、保険もしくは共済に加入し、または準備金を積立するなど、必要な措置をとるものとしていることも（9条4項）、以上のような立場からは理解できるものである。

他方で、ハッキング等の事故類型自体がシステムの安全性として要求される水準に達していないものと評価する立場からは、当該システム提供者は当然それによる責任を負担すべきことになる²²⁰⁾。第三者のシステム侵入等により、結局は取引指示等の電子的伝送または処理過程で事故が発生した場合であるから、「情報の正常な伝送と処理」というシステムの本来の機能が確保されていないものと評価することができるからである。

217) ルールの明確化のために、利用者の帰責事由の範囲は、施行令で定めることとなっている（9条3項、後掲注224）を参照）。

218) また、利用者が中規模以上の企業である場合には、「金融機関等が事故を防止するために保安手続を樹立し、これを徹底的に遵守するなど、合理的に要求される十分な注意義務を尽くした場合」には免責されうる（9条2項2号）。

219) 立法者の立場である（政府理由書88頁）。

(4) 電子金融取引におけるアクセス媒体の意義

次に、アクセス媒体をめぐる責任の問題の検討であるが、その前に、電子金融取引における「アクセス媒体」の意義について簡単に触れておく。まず、電子金融取引の処理までの過程(仕組み)から始める。

個別的な電子金融取引は、システムへのアクセスから始まる。このアクセスのために必要なのが「アクセス媒体」である。例えば、電子資金移動取引を例にとると、IBによる資金移動取引のためには、利用者IDや暗証番号および電子署名等が、また、ATMによる資金移動取引だと、キャッシュカードや暗証番号等が必要である。利用者ID・暗証番号・電子署名・キャッシュカード等がいわゆる「アクセス媒体」に該当するわけであるが、当該アクセス媒体によって、利用者は電子資金移動取引のためのシステム(仕向銀行のシステム)にアクセスすることが許容されるのである。アクセス媒体の挿入(カード)や入力(情報)等によって、システムへのアクセスが許容された利用者は、資金移動(のための)データないし取引指示(被仕向銀行・金額・受取人情報等)を入力し、当該情報を伝送することによって、取引が完成する。以上は電子資金移動取引における取引の仕組みであるが、他の電子金融取引においても、基本的な仕組みは同様である。

「アクセス媒体」について本法は、以下のように規定する。すなわち、「金融機関等は、電子金融取引のためにアクセス媒体を選定して使用および管理しなければならない。」(6条1項)。要するに本法は、電子金融取引のためには、アクセス媒体による、利用者の身元や権限および取引指示等の確認が必要である、という点を明らかにしたのである。以上のように、アクセス媒体は、電子金融取引における本人確認、権限の確認、取引指示の確認等のために利用される媒体である。言い

-
- 220) 日本の振込規定ひな型第11条(EB規定試案10条も同旨)は、銀行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じなかったため、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたときは、仕向銀行が振込依頼人に対し責任を負う旨が定められているが、例えば、ハッカーの侵入を許したのは銀行が安全対策を怠ったためであるとされ、仕向銀行が責任を負うこととなる点が指摘されている(川田悦男「振込規定ひな型の逐条解説」金法1410号(1995)30頁)。結局は「相当の安全対策」の水準(注意義務の程度)に尽きるものであろうが、基本的な発想は本稿と同じ立場であると理解される。

換えれば、アクセス媒体によりシステムにアクセスが許容された者は、当該アクセス媒体または当該取引につき正当な権限を有する本人であることが追認されたものといえる²²¹⁾。したがって、ある利用者が自分のアクセス媒体を他人に使用させたような場合に、かかるアクセス媒体によって行われた電子金融取引は、基本的に利用者（アクセス媒体上の本人）にその効果が帰属されることになる（本人効果帰属性）。

要するに、アクセス媒体は、非対面取引としての電子金融取引のためには、なくてはならない関門のようなものであるが、その管理が間違っような場合には、その効果が本人に帰属される恐れがある。したがって、アクセス媒体の以上のような特性（本人効果帰属性）から、利用者は自分のアクセス媒体について管理上の注意義務を負うものと解される（管理責任）。アクセス媒体の他人による使用は、システム責任論の立場からは、システム（アクセス媒体）の本来の機能（本人のためのシステムへのアクセス手段）の喪失（システムの安全性の喪失）を意味するからである。

(5) アクセス媒体の管理責任

以上のような点を考えると、まずアクセス媒体の発給に慎重でなければならない。そこで、本法は、「金融機関等がアクセス媒体を発給するときは、利用者の申請がある場合に限り、かつ本人であることを確認した上で、発給しなければ

221) この点と関連しては、電子文書による意思表示の効果帰属に関する電子取引基本法の規定（7条）が参考になる（なお同規定は、本法にも適用される（本法5条1項））。前述したように、「電子文書の受信者は、電子文書が作成者のものであるかどうかを確認するため、受信者が予め作成者と合意した手続に従った場合、電子文書に含まれた意思表示を作成者のものとみなして行為することができる」（電子取引基本法7条2項）。「アクセス媒体」の利用は本人確認等のために「受信者が予め作成者と合意した手続」に該当するから、アクセス媒体により電子文書が送信・受信された場合、受信者（金融機関等）は当該意思表示を作成者（利用者）のものとみなして行為することができるのである。

また、前述したとおり、韓国電子署名法上、「公認認証書」は本人確認手段としての効力が認められるから（18条の2〔公認認証書を利用した本人確認〕他の法律で公認認証書を利用して本人であることを確認することを制限または排除しない限り、この法律の規定により、公認認証機関が発給した公認認証書により本人であることを確認することができる。）、アクセス媒体として公認認証書を使用した場合、当該使用者は公認認証書上の本人としての効力が法律上認められることになる。

ならない。」(6条2項)とした(本人確認の義務化)²²²⁾。また、既に指摘したように、このようにして発給されたアクセス媒体の管理に利用者は十分注意しなければならない。その管理が間違ったような場合には、その効果が本人に帰属される(本人が責任を負う)場合がありうるからである。本法は、アクセス媒体の管理の重要性から、アクセス媒体の譲渡・譲受または質権設定を禁止したうえ(6条3項)、その違反を刑事罰の対象としている(49条5項1号)²²³⁾。

それでは、どのような場合に、利用者はアクセス媒体の管理責任を負うとみるべきか。

まず、利用者が第三者にアクセス媒体を貸与・使用委任・譲渡・担保提供したような場合や、アクセス媒体を漏洩・漏出・放置しておいたため第三者がアクセス媒体を利用して電子金融取引をすることができたような場合である²²⁴⁾。これは、アクセス媒体に対する占有ないし支配(control)を第三者に移転したか、第三者によるアクセス媒体の使用可能性を提供したような場合を意味する。このような場合なら、当該アクセス媒体を使用した第三者による取引(無権限取引)の効果は本人に帰属すると評価されるだろう(本人が責任負担)。

次に、アクセス媒体の紛失または盗難の場合であるが、これについては検討の余地がある。紛失と盗難はアクセス媒体の管理と関連してはどのように評されるべきものか。紛失は、普通は利用者の不注意によるものであるが、盗難は第三者が関与する場合であるから、少なくとも紛失とは評価が異なりうる²²⁵⁾。しかし、これらの場合は、いずれも第三者による当該アクセス媒体の使用が予想される点では共通する。第三者による当該アクセス媒体の使用は、損害の発生または拡大につながるため、それをできるだけ早く防ぐのが大事である。したがって、この

222) ただし、i) 前払電子支払手段または小額電子マネー(施行令の定める金額以下)の場合、ii) アクセス媒体の更新または代替発給等のために利用者の同意を得た場合には、利用者の申請または本人確認がなくても発給ができる(6条2項但し書き)。

223) ただし、前払電子支払手段や電子マネーの譲渡等または質権設定は刑事罰の対象ではない(6条3項但し書き)。

224) 本法上、アクセス媒体の偽造等による事故と関連して、利用者に重過失があるとされる場合(9条3項、施行令8条)と大体一致する。

225) 日本の「預貯金者保護法」においては、「盗難」カードの場合は保護の対象となるが、「紛失」の場合には対象とならない。他方、韓国の「与信専門金融業法」(1997)は、クレジットカードの紛失と盗難を同じレベルで取り扱う。

ような観点から本法は、紛失と盗難を同等な評価レベルの線上に乗せ、次のように規定している。すなわち、「金融機関等は、利用者からアクセス媒体の紛失または盗難等の通知を受けたときは、そのときから第三者が当該アクセス媒体を使用することによって利用者に発生した損害を賠償する責任を負う。」(10条1項)。

この規定は、アクセス媒体の紛失や盗難を利用者の過失ある場合とみる立場から²²⁶⁾、紛失等の通知時点を基準とした責任分担のルールを定めたものである(通知時点以前は、利用者側が責任負担)²²⁷⁾。これに対し、アクセス媒体の管理責任論(システム責任論)の立場からは、アクセス媒体の管理に対し注意義務違反のある利用者の責任負担のルールを定めたもの(事故通知以後の金融機関等の責任負担は、支払停止措置など事業者の迅速な対応を促すための政策的な理由によるもの)と理解することになろう。そうすると、第三者の関与による「盗難」の場合を「紛失」と同様に評価することについては、やはり多少の不満が残る。

(6) アクセス媒体の偽造等責任

本法は、前述した「契約締結または取引指示の電子的伝送または処理過程で事故が発生した場合」(ハッキング等)と同様、アクセス媒体の偽造・変造により発生した利用者の損害は原則上金融機関等が負担する旨を明らかにしている(9条)。この責任の性質についても、ハッキング等の場合と同様な立場の差がある。すなわち、偽造等されたことを第三者の介入による特殊な場合(双方無過失)と捉えるなら、本法の態度は、双方無過失の場合における金融機関等の無過失責任を認定したことになる²²⁸⁾。これに対し、アクセス媒体が広い意味でのシステムの一部である点を認める立場(私見)からは、アクセス媒体の偽造等は、システム自体の脆弱性を表したことになる。したがって、システムが偽造等されたこと自体が、システムの本来的機能(本人のためのシステムへのアクセス手段)の喪失を意味する。アクセス媒体の偽造等に対し本法が、システム提供者側、つまり金融機関等に責任ある旨を定めているのは、システム責任論の観点からは当

226) 政府理由書98頁。

227) 政府理由書98頁。

228) 立法者の立場である(政府理由書88頁)。

然のことである(過失責任)。

もっとも、システムとしてのアクセス媒体は、他のシステムとは異なり、主として利用者の管理領域下にあり、したがって、前述したように、利用者には一定の場合にアクセス媒体の管理責任が認められる点には注意を要する。例えば、利用者が当該アクセス媒体を第三者に貸与または譲渡したため、長時間の作業の末、偽造が可能であったような場合もありうる。このような場合に、当該偽造に対し金融機関等に責任を負わせるのは酷であろう。このような点から本法は、アクセス媒体の偽造等がされた場合にも、その点につき利用者に故意・重過失がある場合には、金融機関等の無過失責任の例外として利用者がその責任を負担するとしているのである(9条2項)²²⁹⁾。これに対し、システム責任論の観点からは、本法で利用者の重過失とされるような場合は、前述したように、アクセス媒体の管理責任の問題として捉えることになる。

(7) まとめ

以上で、システム取引としての電子金融取引における責任の問題は、システムの安全性の確保に直結する問題であるという観点から、システムの安全性とは、「システムの本来の機能が確保されること」という理念型を立て、電子金融取引における責任の問題に関する本法の態度と対比しながら、私見の責任論を試みた。私見によると、電子金融取引における責任の問題は、アクセス媒体を含むシステム全体の安全性と関連する問題であり、上述した四つの規定は、いずれもシステムの安全性(責任の問題)と関連する。電子金融取引におけるシステムの安全性を確保するための責任の総体(システムの設計・維持・管理等)を「システム責任」と呼ぶことができるだろう(システム責任論)。

しかしながら、本稿のこのような考え方に対しては、「システムの本来の機能

229) ここで「重過失」の範囲については、ルールの明確化の観点から、施行令に定められることになっている(9条3項)(注224)参照)。一方、日本の「預貯金者保護法」においても、預貯金者の「重過失」は、金融機関の免責要件になるため重要である。重過失の具体例としては、「預貯金者が暗証番号の管理に関して、①他人に暗証番号を知らせた場合、②暗証番号をカード上に書き記した場合などや、カードの管理に関して、③預貯金者が自らカードを安易に第三者に渡した場合、そして、これらと同等程度以上に注意義務違反が著しい場合に限られる」とされている(石田祐介「預貯金者保護法の概要」NBL818号(2005)24頁)。

の確保」とは、技術の発展によってその内容が変わるものである、したがって、一時期システムの機能が確保されても、技術の発展によっていつかは陳腐になる可能性がある、その分、システム提供者にその確保費用を全部負担させるのは酷ではないか、という批判が予想される。しかし、このような批判は、システム提供者のコスト負担を考えたときは理解できないものではないが、システムにより成り立つ取引の属性を考えたときは、それ自体陳腐な考えになる可能性もあるように考えられる。

ちなみに、最近の判決で最高裁は、次のような革新的な判断を下している。すなわち、平成15年判決²³⁰⁾で、最高裁は、債権の準占有者に対する機械払（本件ではATM通帳払）の方法による預金の払戻しにつき銀行が無過失であるというためには、機械払システムの利用者の過誤を減らし、預金者に暗証番号等の重要性を認識させることを含め、機械払システムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたことを要する、と判示した²³¹⁾。これからも技術の発展は続くだろうが、平成15年判決で示されたシステム責任に対する基本認識と責任の判断要素（注231参照）が陳腐なものになるためには、相当な時間を要するといえるのではなからうか。

なお、電子金融取引の責任問題と関連しては、上記では触れていないが、本法には他に電子金融補助業者を履行補助者とみなす規定（11条）がある。この規定は、多数のシステム関与者が係るシステム事故において、その責任の所在や限界を定めるのは非常に難しいことから設けられた特別規定である（Ⅳ1(4)参照）。これについては、電子金融取引の責任問題をシステムの安全性の確保の問題として捉える本稿の考えからは、どのような位置づけができるか。要するに、システム責任論が、システム事故における責任の帰属の理論的根拠を提示するも

230) 最三判平成15・4・8民集57・4・337。

231) この判決で説示された銀行（システム提供者）のシステム責任（「機械払システム全体の設置管理責任」）の判断要素は、以下の4点にまとめられる（判決文からの整理）。i）銀行側の組み立てたシステム（設置者責任）、ii）機械（システム）が正しく作動すること（誤謬がないこと）、iii）預金者による暗証番号等の管理に漏洩がないようにさせること：機械払システムの利用者の過誤を減らし、預金者に暗証番号等の重要性を認識させること、iv）無権限者への払戻しを排除し得るよう組み立てられ、運営されること。

のであるとすると、システム関与者の民事法的地位に関する第11条は、利用者との関連でシステム提供者がシステム責任を負うと判断された場合等の責任の内部調整に係る政策的なものである。すなわち、第一次的には利用者の直接の取引当事者である金融機関等（システム提供者）が責任を負うが、それ以後は金融機関等と関連システム関与者との間の求償関係になる。その意味では、システム責任論とシステム関与者の民事法的地位に関する第11条は、密接に関連するものの若干次元を異にするもの、ということができるだろう。

5 小括

以上で、韓国電子金融取引法の内容を三つの論点に整理したうえ、それぞれにつき私見の視点による考察を付け加えた。三つの論点の抽出は、特に電子取引の技術的特性（①情報伝達の即時性、②誤操作の発生可能性、③システム取引〔非対面取引〕＝安全性の要求〔なりすまし・無権限取引の可能性〕）への対応を考慮したものである。その考察の結果を簡単にまとめると、以下のようになろう。

まず、電子支払取引契約（特に電子資金移動取引契約）の効力に関する第12条の規定は、仕向銀行が負う義務と責任の内容を「支払完了義務」と「資金返還義務」と構成する。このような法理構成を本稿は、「純粋な意味での請負契約説」を理論的背景とするものと理解する。これによると、資金移動データ（振込通知）が被仕向銀行に受信（入金記録）されないと、仕向銀行は債務不履行の責任を負う。ただ、資金移動システムの構成が「連動」を実現している場合は、電子資金移動取引契約を要物契約的に捉えることが、システム構成上の技術的特性や仕組みをよりの確に反映したこととなろう。いずれの構成においても、資金移動データ（情報）が被仕向銀行のシステムに受信（入金記録）されないと、仕向銀行は受領した資金の返還義務を負うことになる（資金返還義務に関する12条2項は論理必然的には不要）。

次に、誤謬訂正要求権に関する第8条は、誤謬発生時の迅速な対応手続を明確にするための特別規定であるとされる。しかし、電子金融取引上、誤謬は取引相手（受取人）の権利と関連する場合が多いため、その訂正の権限がシステム上で（金融機関等の規約等によって）認められる場合は限定されている（当日内の取

消。それ以外は、責任負担の問題)。なお、システム上の訂正処理が可能な「誤謬」の範囲とは、システム設計上の瑕疵やシステム不具合等による誤謬(システム誤謬・機械的誤謬)だけでなく、システムを操作する者(金融機関等内部)の「誤操作」の場合も含むものである。しかし、本法上は利用者による誤操作は誤謬訂正の対象から除外されている。思うに、電子金融取引の利用者は電子金融取引のシステムを利用するに当たっては、金融機関等内部の従事者と同様の立場に置かれるといえる。以前は金融機関等内部で行った取引指示の入力を、現在の電子金融取引では利用者自らがシステムにアクセスした上で直接行うという違いがあるに過ぎない。両者の行った誤操作において、受取人の権利が別に扱われる理由はない。これは、電子金融取引における錯誤(とりわけ誤振込)の問題において、利用者側に少なくとも金融機関並みの対応策(取消や訂正)を確保してもらうための理論的根拠を提示してくれるものと考ええる。

最後に、システム取引としての電子金融取引においては、システムの安全性の確保が責任論の中枢になる。本法は、取引指示等の処理過程上の事故やアクセス媒体の偽造・変造による事故に対する責任問題につき、利用者の故意・重過失がない限り、原則上金融機関等が厳格な責任(無過失責任)を負う旨を定める。しかし、システムの安全性を責任論の本質と捉える立場(システム責任論)からは、かかる厳格な責任は、システムの安全性確保のために要求される水準の注意義務の違反に対する責任に他ならない(過失責任)。システムの安全性と関連しては、とりわけアクセス媒体の管理と関連して利用者に求められる注意義務にも注意する必要がある(管理責任)。利用者の管理責任を認める立場からは、管理の対象たる安全なアクセス媒体の提供は、金融機関等に求められる当然な義務ということになろう。

以上を要するに、韓国電子金融取引法は、電子金融取引に関する包括的な民事ルールを定めるに当たり、特に電子取引の技術的特性を反映した規定を設けた。それには、既存の理論(委任契約説)を覆すようなものもあれば(仕向銀行の義務と責任に関する12条)²³²⁾、電子的な方式であるからこそ新たに認められたものもある(誤謬訂正要求権)。なお、電子金融取引における責任に関する諸規定については、電子金融事故の責任に対する特別な規定(無過失責任)とされる一

方で、既存の民事法理（過失責任）を基本前提とした理論的な体系化の可能性も示唆されている。これらを金融取引の民事法理上の意義という観点からどう評価するかは難しい問題であるが、いずれの立場でみるにせよ、韓国法上の民事ルールは、「電子的な方式」に新たな法理論的な意味を付与しようとする試みである点は確かであろう。

VI 結びに代えて：今後の課題

以上、本稿では、韓国電子金融取引法につき、その制定前の電子取引関連立法や電子金融取引に関する約款の状況を本法との関連で整理した後、本法の主要民事ルールについて、その内容や立法趣旨などを説明し、そこからいくつかの論点を抽出した上で理論的な考察を行った。その結果、韓国電子金融取引法は、電子金融取引に関する包括的・横断的な法律として成立したものであり、特に「電子的な方式」に新たな法理論的な意味を付与しようとする試みである点が確認された。しかしながら、本稿の考察には以下のような理論的な問題点なり課題がある。

第一に、電子資金移動取引契約に関する（純粋な意味での）請負契約説や要物契約的構成の日本法への適用可能性の検証である。本稿は、電子資金移動取引契約における仕向銀行の義務と責任の内容（支払完了義務、資金返還義務）につき、（純粋な意味での）請負契約説や要物契約的構成による理論的正当化の可能性を試みた。すなわち、情報伝達の即時性・連続性という電子取引の技術的特性とシステム構成の実態（連動）を背景に当該契約を純粋な意味での請負契約または要物契約的に構成することによって、仕向銀行の義務と責任の内容を理論的に正当化しようとしたのである。しかしながら、本法の規定を、以上のような構成によって理論的に説明することができるとしても、まだ詰める点は残っている。すなわち、要物契約的構成は、韓国電子取引基本法による「電子文書」の概念（＝情報）やその送受信時期に関する規定（受信〔到達〕主義）を理論的背景とするもので

232) 本法上「電子金融取引」とは、非対面性を要件とするものである（2条1号参照）。そのため、いわゆる「窓口取引」は適用対象から外れる。この点は、同じ資金移動取引の性質のものであっても、例えば、窓口による送金と、IBまたはATMによる資金移動とでは、「方式」の違いによって、契約上の義務の内容（または契約の法的性質）が変わりうる点を示唆するものである。

あるからである（「情報アプローチ」）。

これに対し、日本法では、電子署名法が「電磁的記録」について定義し、意思表示以外の「情報」の電子的伝達の可能性を示唆しているほかは、依然として意思表示アプローチが主流となっている（電子承諾通知に関する電子契約法4条、電子消費者契約に関する電子契約法3条）。このような状況で、韓国法上の支払完了義務等を仕向銀行に課すことについて、日本法の立場から理論的正当化が可能であるかが問題になるのである。そのためには、韓国法のような依頼人と仕向銀行との二者間契約構成の妥当性、振込通知（仕向銀行 $\longleftrightarrow$ 被仕向銀行）の法的性質（要物的？）の究明、資金移動システムの法的構造（仕向銀行と被仕向銀行との関係）の解明、といった点が検討されるべきであろう²³³⁾。

第二に、誤謬・誤操作と錯誤理論との関連性である。本稿は、機械操作を必要とする電子取引の技術的特性上、誤操作の問題が起こるのは必然であるという前提のもと、本法の誤謬訂正要求権を手がかりに、電子金融取引における誤操作（錯誤）の問題への解答を探ろうとした。利用者の誤操作が誤謬として認められるなら、誤振込など錯誤問題への一定の示唆が得られるからである。しかし、本法上の「誤謬」は、利用者の故意または過失がない場合として定義されているから（2条18号）、利用者の誤操作は誤謬には該当しない。もっとも、日本と同様、韓国の銀行実務では、金融機関等内部の誤操作について、その取消のための内部規約を設けている。誤謬訂正要求権が実際、利用者の利益のために役立つのは、金融機関等内部で起こした誤操作（本法の定義上も「誤謬」に該当する）を

233) ただ、現段階においても、（純粋な意味での）請負契約説と同様の結論を日本法上導くことは可能と考えられる。すなわち、「振込通知」を依頼人と仕向銀行との間の振込契約上の義務の履行であると捉えると同時に、仕向銀行の被仕向銀行に対する為替取引契約上の「意思表示」として捉えることができるなら（松本貞夫・前掲注154）86頁以下参照）、日本民法第97条第1項や電子契約法第4条の原則（＝到達主義）によって、振込通知（個別的な為替取引の申込）は被仕向銀行のシステムへの受信（到達）によってその効力が発生（＝為替取引契約が成立）することとなろう（振込通知の不到達のリスクは仕向銀行が負担する）。そうすると、振込通知が被仕向銀行に到達しないと為替取引契約は成立しないため、仕向銀行が被仕向銀行に対し、為替取引契約上の義務（入金記録）を履行するよう主張する権利は持たないこととなる。要するに、振込通知が被仕向銀行に到達しないと、振込契約の究極的な目的（入金記録＝資金移動）は達成できないことになるが、そのリスクは意思表示の効力発生に関する到達主義の原則によって仕向銀行が負担すべきというべきであろう（「意思表示アプローチ」）。

内部規約により取り消すことが可能な場合(当日内)に限る(他の場合は、債務不履行など一般民事法理により対応可能)。そうであるなら、利用者の誤操作についても、同様の(当日内の)救済を認めるべきではないか、というのが私の問題意識なり、本稿での結論であった。ところが、このような結論を錯誤理論との関連で、より整合的・演繹的に導くことはできないのか。日本の電子契約法第3条で示された確認画面措置と重過失との関連性に関する解釈論(確認画面措置+錯誤=重過失?)とも係る大きな課題である。

第三に、システム責任論における過失責任の理論的体系化の問題である。本法は、アクセス媒体の偽造・変造による事故や取引指示等の処理過程上の事故に対する責任負担の問題につき、利用者の故意・重過失がない限り、原則として金融機関にその責任(無過失責任)を課している(9条1項)。これに対し本稿は、アクセス媒体を含むシステムと関連した責任の問題を、過失責任を前提に、システム責任という概念で包括的に捉えようとする試みである。本稿の考え方(システム責任論)によれば、本法のアクセス媒体の偽造等による責任(9条1項)は、無過失責任というよりは、システムの提供者または利用者側のどちらかに要求される注意義務の違反に還元されるものである。そうすると、過失責任を前提としながら、「システムの本来の機能の確保」といった理念型によって安全性を判断しようとするのは、実際は無過失責任に近い注意義務を金融機関等に認めることと異ならないのではないか、という点が問題になる。要は、過失責任を前提とする限り、システム責任と関連して、利用者(アクセス媒体関連)やシステム提供者側に具体的に要求される注意義務の程度の基準の確定がシステム責任論の課題として求められるのである²³⁴⁾。もっとも、そもそもシステム責任論における帰責

234) システム責任論における注意義務の程度と関連しては、既に一定の基準が提示されている。まず、日本の振込規定ひな型第11条やEB規定試案第10条では、「相当の安全対策」が基準になっている。この意味については「一般に求められる善良な管理者としての注意義務」とされている(川田・前掲注220)30頁)。一方、本法第21条は、「善良な管理者としての注意義務」を電子金融取引の安全性の確保のための基本的な義務として金融機関等に求めている。また、本法第9条の無過失責任の例外とされる、利用者が中企業である場合の免責規定(9条2項2号)においては、「金融機関等が事故[ハッキング等やアクセス媒体の偽造・変造]を防止するために保安手続を樹立し、これを徹底的に遵守するなど、合理的に要求される十分な注意義務を尽くした場合」を金融機関等の免責の基準としている。

の根拠に関する根本的な検討（場合によっては、他の帰責の根拠²³⁵⁾をも考慮した理論的体系化の可能性の模索）が必要かもしれない。

本稿で紹介した韓国電子金融取引法の内容とそれに対する私見の理論的試みが、電子金融取引の民事法理に関する議論を深める手がかりになれば幸いである。

〔脱稿後、電子資金移動取引契約の法的性質を「委任契約説」の立場から説明する論考に接した。鄭敬永『電子金融取引と法』（韓国・博英社、2007）181頁〕

235) 例えば、松本恒雄・前掲注92)159頁以下は、「過失」以外に、「危険」および「信頼」を帰責の根拠とする可能性について示唆している。